化学物質一覧　別表集

とっとりバイオフロンティア

化学物質管理マニュアル

Ver.1

平成２８年２月２９日現在

平成２８年　４月

公益財団法人鳥取県産業振興機構

とっとりバイオフロンティア

化学物質管理マニュアル　化学物質一覧　別表集

目　　次

	ページ
別表１．毒物及び劇物取締法に定める毒物、劇物、特定毒物　一覧表	1/93～26/93
別表２．特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第３）	27/93～32/93
別表３．有機溶剤（労働安全衛生法施行令別表第６の２）	33/93～36/93
別表４．通知対象物（労働安全衛生法施行令別表第９）	37/93～60/93
別表５．危険物（消防法別表第１）	61/93～66/93
別表６．麻薬及び向精神薬取締法に定める麻薬　一覧表	67/93～84/93
別表７．化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について（抜粋）	85/93～93/93

別表１　毒物及び劇物取締法に定める毒物、劇物、特定毒物　一覧表

2016 年 2 月 29 日現在

毒物及び劇物取締法に定める毒物、劇物、特定毒物　一覧表
（バイオフロンティア化学物質管理規則第４条関係）

［毒物］

毒物及び劇物取締法　別表第一に定める毒物

一　エチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）
二　黄燐
三　オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
四　オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）
五　クラーレ
六　四アルキル鉛
七　シアン化水素
八　シアン化ナトリウム
九　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）
十　ジニトロクレゾール
十一　二・四―ジニトロ―六―（一―メチル・プロピル）―フエノール
十二　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）
十三　ジメチル―（ジエチルアミド―一―クロルクロトニル）―ホスフエイト
十四　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）
十五　水銀
十六　セレン
十七　チオセミカルバジド
十八　テトラエチルピロホスフエイト（別名ＴＥＰＰ）
十九　ニコチン
二十　ニツケルカルボニル
二十一　砒素
二十二　弗化水素
二十三　ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）
二十四　ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
二十五　モノフルオール酢酸
二十六　モノフルオール酢酸アミド
二十七　硫化燐
二十八　前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

毒物及び劇物指定令　第１条（毒物）（毒物及び劇物取締法別表第一第 28 号に相当）

一　　アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一％以下を含有するものを除く。

一の二　　亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤

一の三　　亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤

一の四　　アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。

一の五　　三―アミノ――プロペン及びこれを含有する製剤

一の六　　アリルアルコール及びこれを含有する製剤

一の七　　アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。

一の八　　O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフエニル）―N―イソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

一の九　　O―エチル＝S・S―ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

二　　エチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）を含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。

二の二　　N―エチル―メチル―（二―クロル―四―メチルメルカプトフエニル）―チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤

二の三　　塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤

二の四　　塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤

三　　黄燐を含有する製剤

四　　オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤

五　　オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）を含有する製剤

五の二　　オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

六　　クラーレを含有する製剤

六の二　　クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤

六の三　　クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤

六の四　　クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤

六の五　　一―クロロ―二・四―ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六の六　　クロロ炭酸フエニルエステル及びこれを含有する製剤

六の七　　三―クロロ――一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤

六の八　　五塩化燐及びこれを含有する製剤

六の九　三塩化硼素及びこれを含有する製剤
六の十　三塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十一　三弗化硼素及びこれを含有する製剤
六の十二　三弗化燐及びこれを含有する製剤
六の十三　ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
七　四アルキル鉛を含有する製剤
八　無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ　紺青及びこれを含有する製剤
ロ　フエリシアン塩及びこれを含有する製剤
ハ　フエロシアン塩及びこれを含有する製剤
九　ジエチル―Ｓ―（エチルチオエチル）―ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。
九の二　ジエチル―Ｓ―（二―クロル―一―フタルイミドエチル）―ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
九の三　ジエチル―（一・三―ジチオシクロペンチリデン）―チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。
九の四　ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
十　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）を含有する製剤
十の二　ジエチル―四―メチルスルフイニルフエニル―チオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。
十の三　一・三―ジクロロプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤
十の四　二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、五〇％以下を含有するものを除く。
十一　ジニトロクレゾールを含有する製剤
十二　ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
十二の二　ジニトロフエノール及びこれを含有する製剤
十三　二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノールを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。
十三の二　二―ジフエニルアセチル―一・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、〇・〇〇五％以下を含有するものを除く。
十三の三　四弗化硫黄及びこれを含有する製剤
十三の四　ジボラン及びこれを含有する製剤
十三の五　ジメチル―（イソプロピルチオエチル）―ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、四％以下を含有するものを除く。
十四　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）を含有する

製剤

十五　ジメチル―（ジエチルアミド――クロルクロトニル）―ホスフエイトを含有する製剤

十五の二　一・一′―ジメチル―四・四′―ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十六　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）を含有する製剤

十六の二　一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

十六の三　二・二―ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤

十六の四　二・二―ジメチル――一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―N―メチルカルバマート（別名ベンダイオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

十七　水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤

ロ　塩化第一水銀及びこれを含有する製剤

ハ　オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤

ニ　酸化水銀五％以下を含有する製剤

ホ　沃化第一水銀及びこれを含有する製剤

ヘ　雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤

ト　硫化第二水銀及びこれを含有する製剤

十七の二　ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十八　セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一一％以下を含有する製剤

ロ　硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤

ハ　ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

ニ　セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一二％以下を含有する製剤

十九　テトラエチルピロホスフエイト（別名ＴＥＰＰ）を含有する製剤

十九の二　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（一ＲＳ・三ＲＳ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、〇・五％以下を含有するものを除く。

十九の三　テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤

十九の四　一―ドデシルグアニジニウム＝アセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。ただし、六五％以下を含有するものを除く。

十九の五　トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

十九の六　ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとし

て一〇％以下を含有するものを除く。

二十　ニコチンを含有する製剤

二十一　ニコチン塩類及びこれを含有する製剤

二十二　ニツケルカルボニルを含有する製剤

二十二の二　Ｓ・Ｓ―ビス（一―メチルプロピル）＝Ｏ―エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

二十三　砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

ロ　砒化インジウム及びこれを含有する製剤

ハ　砒化ガリウム及びこれを含有する製剤

ニ　メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

ホ　メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

二十三の二　ヒドラジン

二十三の三　ブチル＝二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル＝Ｎ・Ｎ′―ジメチル―Ｎ・Ｎ′―チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

二十四　弗化水素を含有する製剤

二十四の二　弗化スルフリル及びこれを含有する製剤

二十四の三　フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤

二十四の四　一―（四―フルオロフエニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

二十四の五　七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔（二Ｒ・三Ｓ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノン、七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔（二Ｓ・三Ｒ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔（二Ｒ・三Ｓ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノンと七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔（二Ｓ・三Ｒ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩（七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔（二Ｒ・三Ｓ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノンと七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔（二Ｓ・三Ｒ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノンとのラセミ体として七・二％以下を含有するものに限る。）及びこれを含有する製剤を除く。

二十四の六　ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

二十四の七　ヘキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエン

ブタスズ）及びこれを含有する製剤

二十五　ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）を含有する製剤

二十六　ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤

二十六の二　ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤

二十六の三　ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤

二十六の四　ホスゲン及びこれを含有する製剤

二十六の五　メチルシクロヘキシル―四―クロルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。

二十六の六　メチル―N′・N′―ジメチル―N―〔（メチルカルバモイル）オキシ〕―一―チオオキサムイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、〇・八％以下を含有するものを除く。

二十六の七　メチルホスホン酸ジクロリド

二十六の八　S―メチル―N―［（メチルカルバモイル）―オキシ］―チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、四五％以下を含有するものを除く。

二十六の九　メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤

二十六の十　メチレンビス（一―チオセミカルバジド）及びこれを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

二十六の十一　二―メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤

二十七　モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤

二十八　モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤

二十九　燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

三十　燐化水素及びこれを含有する製剤

三十一　六弗化タングステン及びこれを含有する製剤

［劇物］

毒物及び劇物取締法　別表第二に定める劇物

一　アクリルニトリル
二　アクロレイン
三　アニリン
四　アンモニア
五　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト(別名ダイアジノン)
六　エチル―N―（ジエチルジチオホスホリールアセチル）―N―メチルカルバメート
七　エチレンクロルヒドリン
八　塩化水素
九　塩化第一水銀
十　過酸化水素
十一　過酸化ナトリウム
十二　過酸化尿素
十三　カリウム
十四　カリウムナトリウム合金
十五　クレゾール
十六　クロルエチル
十七　クロルスルホン酸
十八　クロルピクリン
十九　クロルメチル
二十　クロロホルム
二十一　硅弗化水素酸
二十二　シアン酸ナトリウム
二十三　ジエチル―四―クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト
二十四　ジエチル―（二・四―ジクロルフエニル）―チオホスフエイト
二十五　ジエチル―二・五―ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト
二十六　四塩化炭素
二十七　シクロヘキシミド
二十八　ジクロル酢酸
二十九　ジクロルブチン
三十　二・三―ジ―（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサン
三十一　二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフエノール
三十二　二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエニルアセテート

三十三　二・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフエノールジメチルアクリレート
三十四　二・二ノ―ジピリジリウム―一・一ノ―エチレンジブロミド
三十五　一・二―ジブロムエタン（別名ＥＤＢ）
三十六　ジブロムクロルプロパン（別名ＤＢＣＰ）
三十七　三・五―ジブロム―四―ヒドロキシ―四ノ―ニトロアゾベンゼン
三十八　ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイト
三十九　ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト（別名チオメトン）
四十　ジメチル―二・二―ジクロルビニルホスフエイト（別名ＤＤＶＰ）
四十一　ジメチルジチオホスホリルフエニル酢酸エチル
四十二　ジメチルジブロムジクロルエチルホスフエイト
四十三　ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフエイト
四十四　ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルオホスフエイト
四十五　ジメチル―(Ｎ―メチルカルバミルメチル)―ジチオホスフエイト(別名ジメトエート)
四十六　ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフエニルチオホスフエイト
四十七　ジメチル硫酸
四十八　重クロム酸
四十九　蓚酸
五十　臭素
五十一　硝酸
五十二　硝酸タリウム
五十三　水酸化カリウム
五十四　水酸化ナトリウム
五十五　スルホナール
五十六　テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト
五十七　トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノラート
五十八　トリクロル酢酸
五十九　トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
六十　トリチオシクロヘプタジエン―三・四・六・七―テトラニトリル
六十一　トルイジン
六十二　ナトリウム
六十三　ニトロベンゼン
六十四　二硫化炭素
六十五　発煙硫酸
六十六　パラトルイレンジアミン
六十七　パラフエニレンジアミン

六十八　ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
六十九　ヒドロキシルアミン
七十　フエノール
七十一　ブラストサイジンＳ
七十二　ブロムエチル
七十三　ブロム水素
七十四　ブロムメチル
七十五　ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)
七十六　一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサン（別名リンデン）
七十七　ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン（別名アルドリン）
七十八　ベタナフトール
七十九　一・四・五・六・七―ペンタクロル―三ａ・四・七・七ａ―テトラヒドロ―四・七―（八・八―ジクロルメタノ）―インデン（別名ヘプタクロール）
八十　ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）
八十一　ホルムアルデヒド
八十二　無水クロム酸
八十三　メタノール
八十四　メチルスルホナール
八十五　Ｎ―メチル――――ナフチルカルバメート
八十六　モノクロル酢酸
八十七　沃化水素
八十八　沃素
八十九　硫酸
九十　硫酸タリウム
九十一　燐化亜鉛
九十二　ロダン酢酸エチル
九十三　ロテノン
九十四　前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの

毒物及び劇物指定令　第２条（劇物）（毒物及び劇物取締法別表第二第 94 号に相当）

一　　無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　炭酸亜鉛

ロ　雷酸亜鉛

ハ　六水酸化錫亜鉛

一の二　　亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、二五％以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

一の三　　アクリルアミド及びこれを含有する製剤

一の四　　アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

一の五　　亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤

一の六　　亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤

二　　亜硝酸塩類

二の二　　亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤

二の三　　亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤

三　　アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤

四　　アニリン塩類

四の二　　アバメクチン一・八％以下を含有する製剤

四の三　　二―アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二〇％以下を含有するものを除く。

四の四　　Ｎ―(二―アミノエチル)―二―アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

四の五　　Ｌ―二―アミノ―四―〔(ヒドロキシ)（メチル）ホスフイノイル〕ブチリル―Ｌ―アラニル―Ｌ―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一九％以下を含有するものを除く。

四の六　　三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤。ただし六％以下を含有するものを除く。

四の七　　三―（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、八％以下を含有するものを除く。

五　　Ｎ―アルキルアニリン及びその塩類

六　　Ｎ―アルキルトルイジン及びその塩類

七　　アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　四―アセトキシフエニルジメチルスルホニウム＝ヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤

ロ　アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

ハ　酸化アンチモン（ＩＩＩ）を含有する製剤

ニ　酸化アンチモン（V）及びこれを含有する製剤

ホ　硫化アンチモン及びこれを含有する製剤

八　　アンモニアを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

九　　二―イソプロピルオキシフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。

九の二　　二―イソプロピルフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。

十　　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。

十の二　　一水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、四％以下を含有するものを除く。

十の三　　一・一′―イミノジ（オクタメチレン）ジグアニジン（別名イミノクタジン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　一・一′―イミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンとして三・五％以下を含有する製剤（ロに該当するものを除く。）

ロ　一・一′―イミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤

十一　　可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

十一の二　　O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフエニル）―N―イソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）五％以下を含有する製剤

十一の三　　N―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニル―一メチルビニル）―O―メチルチオホスホルアミド（別名プロペタンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。

十二　　エチル―N―（ジエチルジチオホスホリールアセチル）―N―メチルカルバメートを含有する製剤

十二の二　　エチル＝二‐ジエトキシチオホスホリルオキシ‐五‐メチルピラゾロ〔一・五‐a〕ピリミジン‐六‐カルボキシラート（別名ピラゾホス）及びこれを含有する製剤

十三　　エチル―二・四―ジクロルフエニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。

十三の二　　エチルジフエニルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

十三の三　　O―エチル＝S・S―ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）五％以下を含有する製剤。ただし、三％以下を含有する徐放性製剤を除く。

十三の四　　二―エチル―三・七―ジメチル―六―［四―（トリフルオロメトキシ）フエノキシ］―四―キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤

十三の五　二―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート(別名エチオフエンカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

十四　エチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）一・五％以下を含有する製剤

十四の二　O―エチル＝S―プロピル＝［(二E）―二―（シアノイミノ）―三―エチルイミダゾリジン――一―イル］ホスホノチオアート（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。

十四の三　エチル＝（Z）―三―〔N―ベンジル―N―〔〔メチル（一―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ〕チオ〕アミノ〕プロピオナート及びこれを含有する製剤

十四の四　O―エチル―O―四―メチルチオフエニル―S―プロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。

十四の五　O―エチル＝S――一―メチルプロピル＝（二―オキソ―三―チアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）及びこれを含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。

十四の六　四―エチルメルカプトフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

十四の七　エチレンオキシド及びこれを含有する製剤

十五　エチレンクロルヒドリンを含有する製剤

十五の二　エピクロルヒドリン及びこれを含有する製剤

十五の三　エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして二％以下を含有するものを除く。

十六　塩化水素を含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

十六の二　塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇％以下を含有するものを除く。

十七　塩化第一水銀を含有する製剤

十七の二　塩化チオニル及びこれを含有する製剤

十七の三　塩素

十八　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

十八の二　（一R・二S・三R・四S）―七―オキサビシクロ［二・二・一］ヘプタン―二・三―ジカルボン酸（別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。

十八の三　オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四　一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ――H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ――H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタ

ノインデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三ａ・四・七・七ａ―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一Ｈ―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン）並びにこれを含有する製剤。ただし・・・これらの類縁化合物の混合物六％以下を含有するものを除く。

十九　過酸化水素を含有する製剤。ただし、六％以下を含有するものを除く。

二十　過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

二十一　過酸化尿素を含有する製剤。ただし、一七％以下を含有するものを除く。

二十二　カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

二十二の二　ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、九〇％以下を含有するものを除く。

二十二の三　キシレン

二十二の四　キノリン及びこれを含有する製剤

二十三　無機金塩類。ただし、雷金を除く。

二十四　無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。

二十五　クレゾールを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

二十六　クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、七〇％以下を含有するものを除く。

二十六の二　二―クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤

二十六の三　Ｎ―（三―クロル―四―クロルジフルオロメチルチオフエニル）―Ｎ′・Ｎ′―ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、一二％以下を含有するものを除く。

二十六の四　二―クロル―一―（二・四―ジクロルフエニル）ビニルエチルメチルホスフエイト及びこれを含有する製剤

二十六の五　二―クロル―一―（二・四―ジクロルフエニル）ビニルジメチルホスフエイト及びこれを含有する製剤

二十六の六　一―クロル―一・二―ジブロムエタン及びこれを含有する製剤

二十六の七　二―クロル―四・五―ジメチルフエニル―Ｎ―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

二十七　クロルピクリンを含有する製剤

二十八　クロルメチルを含有する製剤。ただし、容量三〇〇ミリリツトル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。

二十八の二　クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤

二十八の三　二―クロロアニリン及びこれを含有する製剤

二十八の四　四―クロロ―三―エチル―一―メチル―Ｎ―［四―（パラトリルオキシ）ベンジル］ピラゾール―五―カルボキサミド及びこれを含有する製剤

二十八の五　五―クロロ―Ｎ―［二―［四―（二―エトキシエチル）―二・三―ジメチルフエノキシ］エチル］―六―エチルピリミジン―四―アミン（別名ピリミジフエン）及びこれを含有する製剤。ただし、四％以下を含有するものを除く。

二十八の六　　クロロぎ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤
二十八の七　　クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
二十八の八　　クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
二十八の九　　二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
二十八の十　　トランス―N―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N´―シアノ―N―メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。
二十八の十一　　一―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、二％（マイクロカプセル製剤にあつては、一二％）以下を含有するものを除く。
二十八の十二　　三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。
二十八の十三　　（ＲＳ）―〔Ｏ―一―（四―クロロフエニル）ピラゾール―四―イル＝Ｏ―エチル＝Ｓ―プロピル＝ホスホロチオアート〕（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、六％以下を含有するものを除く。
二十八の十四　　クロロプレン及びこれを含有する製剤
二十九　　硅弗化水素酸を含有する製剤
三十　　硅弗化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
三十の二　　五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤。ただし一〇％以下を含有するものを除く。
三十の三　　酢酸エチル
三十の四　　酢酸タリウム及びこれを含有する製剤
三十の五　　サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。
三十の六　　三塩化チタン及びこれを含有する製剤
三十一　　酸化水銀五％以下を含有する製剤
三十一の二　　シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。
三十一の三　　四―ジアリルアミノ―三・五―ジメチルフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
三十二　　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
（１）～（１７６）　（省略）
三十三　　ジイソプロピル―Ｓ―（エチルスルフイニルメチル）―ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。
三十三の二　　二―（ジエチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、〇・七％以下を含有するものを除く。

三十三の三　二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジル―四―ジエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
三十四　ジエチル―Ｓ―（エチルチオエチル）―ジチオホスフエイト五％以下を含有する製剤
三十四の二　ジエチル―Ｓ―（二―オキソ―六―クロルベンゾオキサゾロメチル）―ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、二・二％以下を含有するものを除く。
三十四の三　Ｏ・Ｏ´―ジエチル＝Ｏ″―（二―キノキサリニル）＝チオホスフアート（別名キナルホス）及びこれを含有する製剤
三十五　ジエチル―四―クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイトを含有する製剤
三十五の二　ジエチル―一―（二′・四′―ジクロルフエニル）―二―クロルビニルホスフエイト及びこれを含有する製剤
三十六　ジエチル―（二・四―ジクロルフエニル）―チオホスフエイトを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。
三十七　ジエチル―二・五―ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイトを含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。
三十七の二　ジエチル―（一・三―ジチオシクロペンチリデン）―チオホスホルアミド五％以下を含有する製剤
三十七の三　ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし一％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。
三十七の四　ジエチル―（五―フエニル―三―イソキサゾリル）―チオホスフエイト（別名イソキサチオン）及びこれを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。
三十七の五　ジエチル―Ｓ―ベンジルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、二・三％以下を含有するものを除く。
三十七の六　ジエチル―四―メチルスルフイニルフエニル―チオホスフエイト三％以下を含有する製剤
三十八　四塩化炭素を含有する製剤
三十八の二　二―（一・三―ジオキソラン―二―イル）―フエニル―Ｎ―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
三十八の三　一・三―ジカルバモイルチオ―二―（Ｎ・Ｎ―ジメチルアミノ）―プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。
三十九　しきみの実
四十　シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、〇・二％以下を含有するものを除く。
四十の二　シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤
四十の三　ジ（二―クロルイソプロピル）エーテル及びこれを含有する製剤
四十の四　ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤

四十の五　二・四―ジクロル―六―ニトロフエノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

四十一　ジクロルブチンを含有する製剤

四十一の二　二′・四―ジクロロ―α・α・α―トリフルオロ―四′―ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルフアミド）及びこれを含有する製剤。ただし、〇・三％以下を含有するものを除く。

四十一の三　二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

四十一の四　一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二　二・三―ジ―（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサンを含有する製剤

四十三　二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフエノールを含有する製剤。ただし、〇・五％以下を含有するものを除く。

四十三の二　二・四―ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤

四十四　二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエニルアセテートを含有する製剤

四十五　二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノール二％以下を含有する製剤

四十六　二・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフエノールジメチルアクリレートを含有する製剤

四十六の二　ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート（別名ジノカップ）及びこれを含有する製剤。ただし、〇・二％以下を含有するものを除く。

四十六の三　二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ〔ｂ〕フラニル―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート（別名カルボスルファン）及びこれを含有する製剤

四十七　二・二′―ジピリジリウム―一・一′―エチレンジブロミドを含有する製剤

四十七の二　二―ジフエニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇〇五％以下を含有する製剤

四十七の三　ジプロピル―四―メチルチオフエニルホスフエイト及びこれを含有する製剤

四十八　一・二―ジブロムエタン（別名ＥＤＢ）を含有する製剤。ただし、五〇％以下を含有するものを除く。

四十九　ジブロムクロルプロパン（別名ＤＢＣＰ）を含有する製剤

五十　三・五―ジブロム―四―ヒドロキシ―四′―ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。

五十の二　二・三―ジブロモプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤

五十の三　二―（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート及びこれを含有する製剤

五十の四　二―ジメチルアミノ―五・六―ジメチルピリミジル―四―N・N―ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

五十の五　五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを

含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。

五十の六　　ジメチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルアミン五〇％以下を含有するものを除く。

五十の七　　ジメチル―（イソプロピルチオエチル）―ジチオホスフエイト四％以下を含有する製剤

五十一　　ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイトを含有する製剤

五十二　　ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト（別名チオメトン）を含有する製剤

五十三　　ジメチル―二・二―ジクロルビニルホスフエイト（別名ＤＤＶＰ）を含有する製剤

五十四　　ジメチルジチオホスホリルフエニル酢酸エチルを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。

五十四の二　　三―ジメチルジチオホスホリル―Ｓ―メチル―五―メトキシ―一・三・四―チアジアゾリン―二―オン及びこれを含有する製剤

五十四の三　　二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イル＝Ｎ―〔Ｎ―（二―エトキシカルボニルエチル）―Ｎ―イソプロピルスルフエナモイル〕―Ｎ―メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、六％以下を含有するものを除く。

五十五　　ジメチルジブロムジクロルエチルホスフエイトを含有する製剤

五十五の二　　ジメチル―Ｓ―パラクロルフエニルチオホスフエイト（別名ＤＭＣＰ）及びこれを含有する製剤

五十五の三　　三・四―ジメチルフエニル―Ｎ―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

五十五の四　　三・五―ジメチルフエニル―Ｎ―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、三％以下を含有するものを除く。

五十六　　ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフエイトを含有する製剤

五十六の二　　二・二―ジメチル―一・三―ベンゾジオキソール―四―イル―Ｎ―メチルカルバマート（別名ベンダイオカルブ）五％以下を含有する製剤

五十七　　ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフエイトを含有する製剤

五十八　　ジメチル―（Ｎ―メチルカルバミルメチル）―ジチオホスフエイト（別名ジメトエート）を含有する製剤

五十八の二　　ジメチル―〔二―（一′―メチルベンジルオキシカルボニル）――メチルエチレン〕―ホスフエイト及びこれを含有する製剤

五十八の三　　Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―メチルスルフイニルフエニル）―チオホスフエイト及びこれを含有する製剤

五十九　　ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフエニルチオホスフエイトを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

五十九の二　　三―（ジメトキシホスフイニルオキシ）―Ｎ―メチル―シス―クロトナミド及び

これを含有する製剤

六十　重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤

六十一　蓚酸を含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

六十二　蓚酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

六十三　硝酸を含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

六十四　硝酸タリウムを含有する製剤。ただし、〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

六十五　水酸化カリウムを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

六十六　水酸化トリアリール錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

六十七　水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

六十八　水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

六十九　無機錫塩類

六十九の二　スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔(二Ｒ・三Ｓ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノンと七―ブロモ―六―クロロ―三―〔三―〔(二Ｓ・三Ｒ）―三―ヒドロキシ―二―ピペリジル〕―二―オキソプロピル〕―四（三Ｈ）―キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩（ラセミ体として七・二％以下を含有するものに限る。）及びこれを含有する製剤。ただし、混合塩一％以下を含有するものを除く。

六十九の三　センデユラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、〇・五％以下を含有するものを除く。

六十九の四　二―チオ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―一・三・五―チアジアジン及びこれを含有する製剤

七十　チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

七十一　テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイトを含有する製剤

七十一の二　テトラクロルニトロエタン及びこれを含有する製剤

七十一の三　（Ｓ）―二・三・五・六―テトラヒドロ―六―フエニルイミダゾ〔二・一―ｂ〕チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、六・八％以下を含有するものを除く。

七十一の四　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（一ＲＳ・三ＲＳ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）〇・五％以下を含有する製剤

七十一の五　三・七・九・一三―テトラメチル―五・一一―ジオキサ―二・八・一四―トリチア―四・七・九・一二―テトラアザペンタデカ―三・一二―ジエン―六・一〇―ジオン（別名

チオジカルブ）及びこれを含有する製剤

七十一の六　二・四・六・八―テトラメチル――一・三・五・七―テトラオキソカン（別名メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

七十二　無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。

七十二の二　一―ドデシルグアニジニウム＝アセタート（別名ドジン）六五％以下を含有する製剤

七十二の三　三・六・九―トリアザウンデカン――一・一―ジアミン及びこれを含有する製剤

七十三　トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノラートを含有する製剤

七十三の二　トリクロルニトロエチレン及びこれを含有する製剤

七十四　トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

七十四の二　二・四・五―トリクロルフエノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤

七十四の三　トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

七十四の四　トリブチルトリチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

七十四の五　トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

七十五　トルイジン塩類

七十六　トルイレンジアミン及びその塩類

七十六の二　トルエン

七十七　鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　四酸化三鉛

ロ　ヒドロオキシ炭酸鉛

ハ　硫酸鉛

七十七の二　ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇％以下を含有するもの。ただし、一％以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

七十七の三　一―（四―ニトロフエニル）―三―（三―ピリジルメチル）ウレア及びこれを含有する製剤

七十八　二硫化炭素を含有する製剤

七十九　バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　バリウム＝四―（五―クロロ―四―メチル―二―スルホナトフエニルアゾ）―三―ヒドロキシ―二―ナフトアート

ロ　硫酸バリウム

八十　ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

八十の二　　Ｓ・Ｓ―ビス（一―メチルプロピル）＝Ｏ―エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）一〇％以下を含有する製剤。ただし、三％以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の三　　ヒドラジン一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、三〇％以下を含有するものを除く。

八十の四　　ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十の五　　二―ヒドロキシ―四―メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、〇・五％以下を含有するものを除く。

八十一　　ヒドロキシルアミンを含有する製剤

八十二　　ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

八十三　　二―（三―ピリジル）―ピペリジン（別名アナバシン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二　　ピロカテコール及びこれを含有する製剤

八十三の三　　二―（フエニルパラクロルフエニルアセチル）―一・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし〇・〇二五％以下を含有するものを除く。

八十四　　フエニレンジアミン及びその塩類

八十五　　フエノールを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

八十五の二　　一―ｔ―ブチル―三―（二・六―ジイソプロピル―四―フエノキシフエニル）チオウレア（別名ジアフエンチウロン）及びこれを含有する製剤

八十五の三　　ブチル＝二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル＝Ｎ・Ｎ′―ジメチル―Ｎ・Ｎ′―チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）五％以下を含有する製剤

八十五の四　　ｔ―ブチル＝（Ｅ）―四―（一・三－ジメチル―五―フエノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

八十五の五　　Ｎ―ブチルピロリジン

八十五の六　　二―ｔ―ブチル―五―（四―ｔ―ブチルベンジルチオ）―四―クロロピリダジン―三（二Ｈ）―オン及びこれを含有する製剤

八十五の七　　ブチル―Ｓ―ベンジル―Ｓ―エチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

八十五の八　　Ｎ―（四―ｔ―ブチルベンジル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド（別名テブフエンピラド）及びこれを含有する製剤

八十五の九　　二―ｔ―ブチル―五―メチルフエノール及びこれを含有する製剤

八十六　　ブラストサイジンＳを含有する製剤

八十七　　ブラストサイジンＳ塩類及びこれを含有する製剤

八十七の二　　ブルシン及びその塩類

八十七の三　　ブロムアセトン及びこれを含有する製剤

八十八　　ブロム水素を含有する製剤

八十八の二　　ブロムメチルを含有する製剤
八十八の三　　一―ブロモ―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤
八十八の四　　二―（四―ブロモジフルオロメトキシフエニル）―二―メチルプロピル＝三―フエノキシベンジル＝エーテル（別名ハルフエンプロツクス）及びこれを含有する製剤。ただし、五％以下を含有する徐放性製剤を除く。
八十九　　ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）を含有する製剤
九十　　一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサン（別名リンデン）を含有する製剤。ただし、一・五％以下を含有するものを除く。
九十一　　ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン（別名アルドリン）を含有する製剤
九十一の二　　ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤
九十一の三　　ヘキサン―一・六―ジアミン及びこれを含有する製剤
九十二　　ベタナフトールを含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。
九十三　　一・四・五・六・七―ペンタクロル―三ａ・四・七・七ａ―テトラヒドロ―四・七―（八・八―ジクロルメタノ）―インデン（別名ヘプタクロール）を含有する製剤
九十四　　ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）を含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。
九十五　　ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。
九十六　　硼弗化水素酸及びその塩類
九十七　　ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。
九十八　　無水クロム酸を含有する製剤
九十八の二　　メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、二五％以下を含有するものを除く。
九十八の三　　メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
九十八の四　　メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
九十八の五　　メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
九十八の六　　二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤
九十八の七　　メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、四〇％以下を含有するものを除く。
九十八の八　　メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
九十八の九　　三―メチル―五―イソプロピルフエニル―Ｎ―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
九十八の十　　メチルエチルケトン
九十九　　Ｎ―メチルカルバミル―二―クロルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、二・五％以下を含有するものを除く。

九十九の二　　N′―(二―メチル―四―クロルフエニル)―N・N―ジメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし三％以下を含有するものを除く。

九十九の三　　メチル＝N―［二―［一―（四―クロロフエニル）――一H―ピラゾール―三―イルオキシメチル］フエニル］（N―メトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロビン）及びこれを含有する製剤。ただし、六・八％以下を含有するものを除く。

九十九の四　　メチルシクロヘキシル―四―クロルフエニルチオホスフエイト一・五％以下を含有する製剤

九十九の五　　メチルジクロルビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロルビニルホスフエイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤

九十九の六　　メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤

九十九の七　　メチル―N´・N´―ジメチル―N―［(メチルカルバモイル）オキシ］――一―チオオキサムイミデート〇・八％以下を含有する製剤

九十九の八　　S―（四―メチルスルホニルオキシフエニル）―N―メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤

九十九の九　　五―メチル――一・二・四―トリアゾロ〔三・四―ｂ〕ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）及びこれを含有する製剤。ただし、八％以下を含有するものを除く。

百　　N―メチル――一――ナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、五％以下を含有するものを除く。

百の二　　N―メチル―N―（一――ナフチル）―モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤

百の三　　二―メチルビフエニル―三―イルメチル＝（一ＲＳ・二ＲＳ）―二―（Ｚ）―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――一――プロペニル）―三・三―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

百の四　　S―（二―メチル――一――ピペリジル―カルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、四・四％以下を含有するものを除く。

百の五　　三―メチルフエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

百の六　　二―（一――メチルプロピル）―フエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二―（一――メチルプロピル）―フエニル―N―メチルカルバメート二％（マイクロカプセル製剤にあつては、一五％）以下を含有するものを除く。

百の七　　メチル―（四―ブロム―二・五―ジクロルフエニル）―チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤

百の八　　メチルホスホン酸ジメチル

百の九　　S―メチル―N―［(メチルカルバモイル）―オキシ］―チオアセトイミデート（別名メトミル）四五％以下を含有する製剤

百の十　　メチレンビス（一――チオセミカルバジド）二％以下を含有する製剤

百の十一　五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二　一―（四―メトキシフエニル）ピペラジン及びこれを含有する製剤

百の十三　一―（四―メトキシフエニル）ピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤

百の十四　一―（四―メトキシフエニル）ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

百の十五　二―メトキシ―一・三・二―ベンゾジオキサホスホリン―二―スルフイド及びこれを含有する製剤

百の十六　モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八％以下を含有するものを除く。

百の十七　モノゲルマン及びこれを含有する製剤

百一　モノフルオール酢酸パラブロムアニリド及びこれを含有する製剤

百一の二　モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤

百二　沃化水素を含有する製剤

百二の二　沃化メチル及びこれを含有する製剤

百二の三　ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、二％以下を含有するものを除く。

百三　硫化燐を含有する製剤

百四　硫酸を含有する製剤。ただし、一〇％以下を含有するものを除く。

百五　硫酸タリウムを含有する製剤。ただし、〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

百六　硫酸パラジメチルアミノフエニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

百七　燐化亜鉛を含有する製剤。ただし、一％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

百八　ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、一％以下を含有するものを除く。

百九　ロテノンを含有する製剤。ただし、ロテノン二％以下を含有するものを除く。

［特定毒物］

毒物及び劇物取締法　別表第三に定める特定毒物

一　オクタメチルピロホスホルアミド

二　四アルキル鉛

三　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト

四　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト

五　ジメチル―（ジエチルアミド―一―クロルクロトニル）―ホスフエイト

六　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト

七　テトラエチルピロホスフエイト

八　モノフルオール酢酸

九　モノフルオール酢酸アミド

十　前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

毒物及び劇物指定令　第３条（特定毒物）（毒物及び劇物取締法別表第三第 10 号に相当）

一　　オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤

二　　四アルキル鉛を含有する製剤

三　　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイトを含有する製剤

四　　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤

五　　ジメチル―（ジエチルアミド―一―クロルクロトニル）―ホスフエイトを含有する製剤

六　　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイトを含有する製剤

七　　テトラエチルピロホスフエイトを含有する製剤

八　　モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤

九　　モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤

十　　燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

別表２　特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第３）

2016 年 2 月 29 日現在

特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第３）
（バイオフロンティア化学物質管理規則第４条関係）

一　第一類物質

１　ジクロルベンジジン及びその塩

２　アルファーナフチルアミン及びその塩

３　塩素化ビフエニル（別名ＰＣＢ）

４　オルトートリジン及びその塩

５　ジアニシジン及びその塩

６　ベリリウム及びその化合物

７　ベンゾトリクロリド

二　第二類物質

１　アクリルアミド

２　アクリロニトリル

３　アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）

３の２　インジウム化合物

３の３　エチルベンゼン

４　エチレンイミン

５　エチレンオキシド

６　塩化ビニル

７　塩素

８　オーラミン

９　オルトーフタロジニトリル

10　カドミウム及びその化合物

11　クロム酸及びその塩

11 の２　クロロホルム

12　クロロメチルメチルエーテル

13　五酸化バナジウム

13 の２　コバルト及びその無機化合物

14　コールタール

15　酸化プロピレン

16　シアン化カリウム

17　シアン化水素

18　シアン化ナトリウム

18 の２　四塩化炭素

18の３　１，４－ジオキサン
18の４　１，２－ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
19　３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフエニルメタン
19の２　１，２－ジクロロプロパン
19の３　ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
19の４　ジメチル－２，２－ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
19の５　１，１－ジメチルヒドラジン
20　臭化メチル
21　重クロム酸及びその塩
22　水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
22の２　スチレン
22の３　１，１，２，２－テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
22の４　テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
22の５　トリクロロエチレン
23　トリレンジイソシアネート
23の２　ナフタレン
23の３　ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
24　ニツケルカルボニル
25　ニトログリコール
26　パラ－ジメチルアミノアゾベンゼン
27　パラ－ニトロクロルベンゼン
27の２　砒素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）
28　弗化水素
29　ベータ－プロピオラクトン
30　ベンゼン
31　ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）及びそのナトリウム塩
31の２　ホルムアルデヒド
32　マゼンタ
33　マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
33の２　メチルイソブチルケトン
34　沃化メチル
34の２　リフラクトリーセラミックファイバー
35　硫化水素
36　硫酸ジメチル
三　第三類物質
１　アンモニア

２　一酸化炭素
３　塩化水素
４　硝酸
５　二酸化硫黄
６　フエノール
７　ホスゲン
８　硫酸

別表３　有機溶剤（労働安全衛生法施行令別表第６の２）

2016 年 2 月 29 日現在

有機溶剤（労働安全衛生法施行令別表第６の２）
（バイオフロンティア化学物質管理規則第４条関係）

1　アセトン
2　イソブチルアルコール
3　イソプロピルアルコール
4　イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
5　エチルエーテル
6　エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
7　エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
8　エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
9　エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
10　オルト - ジクロルベンゼン
11　キシレン
12　クレゾール
13　クロルベンゼン
15　酢酸イソブチル
16　酢酸イソプロピル
17　酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
18　酢酸エチル
19　酢酸ノルマル-ブチル
20　酢酸ノルマル-プロピル
21　酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）
22　酢酸メチル
24　シクロヘキサノール
25　シクロヘキサノン
28　１，２－ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
30　Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド
34　テトラヒドロフラン
35　１，１，１－トリクロルエタン
37　トルエン
38　二硫化炭素
39　ノルマルヘキサン
40　１－ブタノール
41　２－ブタノール

42　メタノール
44　メチルエチルケトン
45　メチルシクロヘキサノール
46　メチルシクロヘキサノン
47　メチル-ノルマル-ブチルケトン
48　ガソリン
49　コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
50　石油エーテル
51　石油ナフサ
52　石油ベンジン
53　テレビン油
54　ミネラルスピリツト（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリツト、ホワイトスピリツト及びミネラルターペンを含む。）

（14、23、26、27、29、31、32、33、、36、、43 号は削除）

別表４　通知対象物（労働安全衛生法施行令別表第３第１号及び別表第９）

2016 年 2 月 29 日現在

通知対象物（労働安全衛生法施行令別表第３第１号及び別表第９）
（バイオフロンティア化学物質管理規則第４条関係）

別表第３第１号　名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

一　ジクロルベンジジン及びその塩

二　アルファ―ナフチルアミン及びその塩

三　塩素化ビフェニル（別名ＰＣＢ）

四　オルト―トリジン及びその塩

五　ジアニシジン及びその塩

六　ベリリウム及びその化合物

七　ベンゾトリクロリド

別表第九　名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

一　アクリルアミド

二　アクリル酸

三　アクリル酸エチル

四　アクリル酸ノルマル-ブチル

五　アクリル酸二-ヒドロキシプロピル

六　アクリル酸メチル

七　アクリロニトリル

八　アクロレイン

九　アジ化ナトリウム

十　アジピン酸

十一　アジポニトリル

十二　アセチルサリチル酸(別名アスピリン)

十三　アセトアミド

十四　アセトアルデヒド

十五　アセトニトリル

十六　アセトフェノン

十七　アセトン

十八　アセトンシアノヒドリン

十九　アニリン

二十　アミド硫酸アンモニウム

二十一　二-アミノエタノール

二十二　四-アミノ-六-ターシャリ-ブチル-三-メチルチオ-一・二・四-トリアジン-五(四Ｈ)-

オン(別名メトリブジン)
二十三　三-アミノ-一H-一・二・四-トリアゾール(別名アミトロール)
二十四　四-アミノ-三・五・六-トリクロロピリジン-二-カルボン酸(別名ピクロラム)
二十五　二-アミノピリジン
二十六　亜硫酸水素ナトリウム
二十七　アリルアルコール
二十八　一-アリルオキシ-二・三-エポキシプロパン
二十九　アリル水銀化合物
三十　アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド
三十一　亜りん酸トリメチル
三十二　アルキルアルミニウム化合物
三十三　アルキル水銀化合物
三十四　三-(アルファ-アセトニルベンジル)-四-ヒドロキシクマリン(別名ワルファリン)
三十五　アルファ・アルファ-ジクロロトルエン
三十六　アルファ-メチルスチレン
三十七　アルミニウム水溶性塩
三十八　アンチモン及びその化合物
三十九　アンモニア
四十　三-イソシアナトメチル-三・五・五-トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート
四十一　イソシアン酸メチル
四十二　イソプレン
四十三　N-イソプロピルアニリン
四十四　N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(三-メチル-四-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)
四十五　イソプロピルアミン
四十六　イソプロピルエーテル
四十七　三’-イソプロポキシ-二-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)
四十八　イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
四十九　イソホロン
五十　一塩化硫黄
五十一　一酸化炭素
五十二　一酸化窒素
五十三　一酸化二窒素
五十四　イットリウム及びその化合物
五十五　イプシロン-カプロラクタム
五十六　二-イミダゾリジンチオン

五十七　四・四’-(四-イミノシクロヘキサ-二・五-ジエニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩(別名ＣＩベイシックレッド九)
五十八　インジウム及びその化合物
五十九　インデン
六十　ウレタン
六十一　エタノール
六十二　エタンチオール
六十三　エチリデンノルボルネン
六十四　エチルアミン
六十五　エチルエーテル
六十六　エチル-セカンダリ-ペンチルケトン
六十七　エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名ＥＰＮ)
六十八　Ｏ-エチル-Ｓ-フェニル＝エチルホスホノチオロチオナート(別名ホノホス)
六十九　二-エチルヘキサン酸
七十　エチルベンゼン
七十一　エチルメチルケトンペルオキシド
七十二　Ｎ-エチルモルホリン
七十三　エチレンイミン
七十四　エチレンオキシド
七十五　エチレングリコール
七十六　エチレングリコールモノイソプロピルエーテル
七十七　エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)
七十八　エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)
七十九　エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)
八十　エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)
八十一　エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
八十二　エチレンクロロヒドリン
八十三　エチレンジアミン
八十四　一・一’-エチレン-二・二’-ビピリジニウム＝ジブロミド(別名ジクアット)
八十五　二-エトキシ-二・二-ジメチルエタン
八十六　二-(四-エトキシフェニル)-二-メチルプロピル＝三-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)
八十七　エピクロロヒドリン
八十八　一・二-エポキシ-三-イソプロポキシプロパン
八十九　二・三-エポキシ-一-プロパナール
九十　二・三-エポキシ-一-プロパノール

九十一　二・三-エポキシプロピル＝フェニルエーテル
九十二　エメリー
九十三　エリオナイト
九十四　塩化亜鉛
九十五　塩化アリル
九十六　塩化アンモニウム
九十七　塩化シアン
九十八　塩化水素
九十九　塩化チオニル
百　塩化ビニル
百一　塩化ベンジル
百二　塩化ベンゾイル
百三　塩化ホスホリル
百四　塩素
百五　塩素化カンフェン(別名トキサフェン)
百六　塩素化ジフェニルオキシド
百七　黄りん
百八　四・四’-オキシビス(二-クロロアニリン)
百九　オキシビス(チオホスホン酸)Ｏ・Ｏ・Ｏ’・Ｏ’-テトラエチル(別名スルホテップ)
百十　四・四’-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
百十一　オキシビスホスホン酸四ナトリウム
百十二　オクタクロロナフタレン
百十三　一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三ａ・四・七・七ａ-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一Ｈ-インデン(別名クロルデン)
百十四　二-オクタノール
百十五　オクタン
百十六　オゾン
百十七　オメガ-クロロアセトフェノン
百十八　オーラミン
百十九　オルト-アニシジン
百二十　オルト-クロロスチレン
百二十一　オルト-クロロトルエン
百二十二　オルト-ジクロロベンゼン
百二十三　オルト-セカンダリ-ブチルフェノール
百二十四　オルト-ニトロアニソール
百二十五　オルト-フタロジニトリル

百二十六　過酸化水素
百二十七　ガソリン
百二十八　カテコール
百二十九　カドミウム及びその化合物
百三十　カーボンブラック
百三十一　カルシウムシアナミド
百三十二　ぎ酸
百三十三　ぎ酸エチル
百三十四　ぎ酸メチル
百三十五　キシリジン
百三十六　キシレン
百三十七　銀及びその水溶性化合物
百三十八　クメン
百三十九　グルタルアルデヒド
百四十　クレオソート油
百四十一　クレゾール
百四十二　クロム及びその化合物
百四十三　クロロアセチル＝クロリド
百四十四　クロロアセトアルデヒド
百四十五　クロロアセトン
百四十六　クロロエタン(別名塩化エチル)
百四十七　二-クロロ-四-エチルアミノ-六-イソプロピルアミノ-一・三・五-トリアジン(別名アトラジン)
百四十八　四-クロロ-オルト-フェニレンジアミン
百四十九　クロロジフルオロメタン(別名ＨＣＦＣ-二二)
百五十　二-クロロ-六-トリクロロメチルピリジン(別名ニトラピリン)
百五十一　二-クロロ-一・一・二-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル(別名エンフルラン)
百五十二　一-クロロ-一-ニトロプロパン
百五十三　クロロピクリン
百五十四　クロロフェノール
百五十五　二-クロロ-一・三-ブタジエン
百五十六　二-クロロプロピオン酸
百五十七　二-クロロベンジリデンマロノニトリル
百五十八　クロロベンゼン
百五十九　クロロペンタフルオロエタン(別名ＣＦＣ-一一五)

百六十　クロロホルム
百六十一　クロロメタン(別名塩化メチル)
百六十二　四-クロロ-二-メチルアニリン及びその塩酸塩
百六十三　クロロメチルメチルエーテル
百六十四　軽油
百六十五　けつ岩油
百六十六　ケテン
百六十七　ゲルマン
百六十八　鉱油
百六十九　五塩化りん
百七十　固形パラフィン
百七十一　五酸化バナジウム
百七十二　コバルト及びその化合物
百七十三　五弗化臭素
百七十四　コールタール
百七十五　コールタールナフサ
百七十六　酢酸
百七十七　酢酸エチル
百七十八　酢酸一・三-ジメチルブチル
百七十九　酢酸鉛
百八十　酢酸ビニル
百八十一　酢酸ブチル
百八十二　酢酸プロピル
百八十三　酢酸ベンジル
百八十四　酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)
百八十五　酢酸メチル
百八十六　サチライシン
百八十七　三塩化りん
百八十八　酸化亜鉛
百八十九　酸化アルミニウム
百九十　酸化カルシウム
百九十一　酸化チタン(Ⅳ)
百九十二　酸化鉄
百九十三　一・二-酸化ブチレン
百九十四　酸化プロピレン
百九十五　酸化メシチル

百九十六　三酸化二ほう素
百九十七　三臭化ほう素
百九十八　三弗化塩素
百九十九　三弗化ほう素
二百　次亜塩素酸カルシウム
二百一　Ｎ・Ｎ’-ジアセチルベンジジン
二百二　ジアセトンアルコール
二百三　ジアゾメタン
二百四　シアナミド
二百五　二-シアノアクリル酸エチル
二百六　二-シアノアクリル酸メチル
二百七　二・四-ジアミノアニソール
二百八　四・四’-ジアミノジフェニルエーテル
二百九　四・四’-ジアミノジフェニルスルフィド
二百十　四・四’-ジアミノ-三・三-ジメチルジフェニルメタン
二百十一　二・四-ジアミノトルエン
二百十二　四アルキル鉛
二百十三　シアン化カリウム
二百十四　シアン化カルシウム
二百十五　シアン化水素
二百十六　シアン化ナトリウム
二百十七　ジイソブチルケトン
二百十八　ジイソプロピルアミン
二百十九　ジエタノールアミン
二百二十　二-(ジエチルアミノ)エタノール
二百二十一　ジエチルアミン
二百二十二　ジエチルケトン
二百二十三　ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
二百二十四　一・二-ジエチルヒドラジン
二百二十五　ジエチレントリアミン
二百二十六　四塩化炭素
二百二十七　一・四-ジオキサン
二百二十八　一・四-ジオキサン-二・三-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)Ｏ・Ｏ・Ｏ’・Ｏ’-テトラエチル(別名ジオキサチオン)
二百二十九　一・三-ジオキソラン
二百三十　シクロヘキサノール

二百三十一　シクロヘキサノン
二百三十二　シクロヘキサン
二百三十三　シクロヘキシルアミン
二百三十四　二-シクロヘキシルビフェニル
二百三十五　シクロヘキセン
二百三十六　シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
二百三十七　シクロペンタジエン
二百三十八　シクロペンタン
二百三十九　ジクロロアセチレン
二百四十　ジクロロエタン
二百四十一　ジクロロエチレン
二百四十二　三・三’-ジクロロ-四・四’-ジアミノジフェニルメタン
二百四十三　ジクロロジフルオロメタン(別名ＣＦＣ-一二)
二百四十四　一・三-ジクロロ-五・五-ジメチルイミダゾリジン-二・四-ジオン
二百四十五　三・五-ジクロロ-二・六-ジメチル-四-ピリジノール(別名クロピドール)
二百四十六　ジクロロテトラフルオロエタン(別名ＣＦＣ-一一四)
二百四十七　二・二-ジクロロ-一・一・一-トリフルオロエタン(別名ＨＣＦＣ-一二三)
二百四十八　一・一-ジクロロ-一-ニトロエタン
二百四十九　三-(三・四-ジクロロフェニル)-一・一-ジメチル尿素(別名ジウロン)
二百五十　二・四-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム
二百五十一　二・四-ジクロロフェノキシ酢酸
二百五十二　一・四-ジクロロ-二-ブテン
二百五十三　ジクロロフルオロメタン(別名ＨＣＦＣ-二一)
二百五十四　一・二-ジクロロプロパン
二百五十五　二・二-ジクロロプロピオン酸
二百五十六　一・三-ジクロロプロペン
二百五十七　ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
二百五十八　四酸化オスミウム
二百五十九　ジシアン
二百六十　ジシクロペンタジエニル鉄
二百六十一　ジシクロペンタジエン
二百六十二　二・六-ジ-ターシャリ-ブチル-四-クレゾール
二百六十三　一・三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
二百六十四　ジチオりん酸Ｏ-エチル-Ｏ-(四-メチルチオフェニル)-Ｓ-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス)
二百六十五　ジチオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｓ-(二-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)

二百六十六　ジチオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｓ-エチルチオメチル(別名ホレート)
二百六十七　ジチオりん酸Ｏ・Ｏ-ジメチル-Ｓ-[(四-オキソ-一・二・三-ベンゾトリアジン-三(四Ｈ)-イル)メチル](別名アジンホスメチル)
二百六十八　ジチオりん酸Ｏ・Ｏ-ジメチル-Ｓ-一・二-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)
二百六十九　ジナトリウム＝四-[(二・四-ジメチルフェニル)アゾ]-三-ヒドロキシ-二・七-ナフタレンジスルホナート(別名ポンソーＭＸ)
二百七十　ジナトリウム＝八-[[三・三’-ジメチル-四’-[[四-[[(四-メチルフェニル)スルホニル]オキシ]フェニル]アゾ][一・一’-ビフェニル]-四-イル]アゾ]-七-ヒドロキシ-一・三-ナフタレンジスルホナート(別名ＣＩアシッドレッド百十四)
二百七十一　ジナトリウム＝三-ヒドロキシ-四-[(二・四・五-トリメチルフェニル)アゾ]-二・七-ナフタレンジスルホナート(別名ポンソー三Ｒ)
二百七十二　二・四-ジニトロトルエン
二百七十三　ジニトロベンゼン
二百七十四　二-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール
二百七十五　ジ-ノルマル-プロピルケトン
二百七十六　ジビニルベンゼン
二百七十七　ジフェニルアミン
二百七十八　ジフェニルエーテル
二百七十九　一・二-ジブロモエタン(別名ＥＤＢ)
二百八十　一・二-ジブロモ-三-クロロプロパン
二百八十一　ジブロモジフルオロメタン
二百八十二　ジベンゾイルペルオキシド
二百八十三　ジボラン
二百八十四　Ｎ・Ｎ-ジメチルアセトアミド
二百八十五　Ｎ・Ｎ-ジメチルアニリン
二百八十六　[四-[[四-(ジメチルアミノ)フェニル][四-[エチル(三-スルホベンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサン-二・五-ジエン-一-イリデン](エチル)(三-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット四Ｂ)
二百八十七　ジメチルアミン
二百八十八　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
二百八十九　ジメチルエトキシシラン
二百九十　ジメチルカルバモイル＝クロリド
二百九十一　ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト(別名ＤＤＶＰ)
二百九十二　ジメチルジスルフィド
二百九十三　Ｎ・Ｎ-ジメチルニトロソアミン

二百九十四　ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)
二百九十五　ジメチルヒドラジン
二百九十六　一・一’-ジメチル-四・四’-ビピリジニウム＝ジクロリド(別名パラコート)
二百九十七　一・一’-ジメチル-四・四’-ビピリジニウム二メタンスルホン酸塩
二百九十八　二-(四･六-ジメチル-二-ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル)安息香酸メチル(別名スルホメチュロンメチル)
二百九十九　Ｎ・Ｎ-ジメチルホルムアミド
三百　一-[(二･五-ジメトキシフェニル)アゾ]-二-ナフトール(別名シトラスレッドナンバー二)
三百一　臭化エチル
三百二　臭化水素
三百三　臭化メチル
三百四　しゆう酸
三百五　臭素
三百六　臭素化ビフェニル
三百七　硝酸
三百八　硝酸アンモニウム
三百九　硝酸ノルマル-プロピル
三百十　しよう脳
三百十一　シラン
三百十二　シリカ
三百十三　ジルコニウム化合物
三百十四　人造鉱物繊維
三百十五　水銀及びその無機化合物
三百十六　水酸化カリウム
三百十七　水酸化カルシウム
三百十八　水酸化セシウム
三百十九　水酸化ナトリウム
三百二十　水酸化リチウム
三百二十一　水素化リチウム
三百二十二　すず及びその化合物
三百二十三　スチレン
三百二十四　ステアリン酸亜鉛
三百二十五　ステアリン酸ナトリウム
三百二十六　ステアリン酸鉛
三百二十七　ステアリン酸マグネシウム
三百二十八　ストリキニーネ

三百二十九　石油エーテル
三百三十　石油ナフサ
三百三十一　石油ベンジン
三百三十二　セスキ炭酸ナトリウム
三百三十三　セレン及びその化合物
三百三十四　二-ターシャリ-ブチルイミノ-三-イソプロピル-五-フェニルテトラヒドロ-四Ｈ-一・三・五-チアジアジン-四-オン(別名ブプロフェジン)
三百三十五　タリウム及びその水溶性化合物
三百三十六　炭化けい素
三百三十七　タングステン及びその水溶性化合物
三百三十八　タンタル及びその酸化物
三百三十九　チオジ(パラ-フェニレン)-ジオキシ-ビス(チオホスホン酸)Ｏ・Ｏ・Ｏ’・Ｏ’-テトラメチル(別名テメホス)
三百四十　チオ尿素
三百四十一　四・四’-チオビス(六-ターシャリ-ブチル-三-メチルフェノール)
三百四十二　チオフェノール
三百四十三　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｏ-(二-イソプロピル-六-メチル-四-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
三百四十四　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン)
三百四十五　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｏ-(六-オキソ-一-フェニル-一・六-ジヒドロ-三-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)
三百四十六　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｏ-(三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル)(別名クロルピリホス)
三百四十七　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジエチル-Ｏ-[四-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)
三百四十八　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジメチル-Ｏ-(二・四・五-トリクロロフェニル)(別名ロンネル)
三百四十九　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジメチル-Ｏ-(三-メチル-四-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)
三百五十　チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジメチル-Ｏ-(三-メチル-四-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)
三百五十一　デカボラン
三百五十二　鉄水溶性塩
三百五十三　一・四・七・八-テトラアミノアントラキノン(別名ジスパースブルー一)
三百五十四　テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)
三百五十五　テトラエチルピロホスフェイト(別名ＴＥＰＰ)
三百五十六　テトラエトキシシラン

三百五十七　一・一・二・二-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
三百五十八　N-(一・一・二・二-テトラクロロエチルチオ)-一・二・三・六-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)
三百五十九　テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
三百六十　四・五・六・七-テトラクロロ-一・三-ジヒドロベンゾ[ｃ]フラン-二-オン(別名フサライド)
三百六十一　テトラクロロジフルオロエタン(別名ＣＦＣ-一一二)
三百六十二　二・三・七・八-テトラクロロジベンゾ-一・四-ジオキシン
三百六十三　テトラクロロナフタレン
三百六十四　テトラナトリウム＝三・三’-[(三・三’-ジメチル-四・四’-ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス[五-アミノ-四-ヒドロキシ-二・七-ナフタレンジスルホナート](別名トリパンブルー)
三百六十五　テトラナトリウム＝三・三’-[(三・三’-ジメトキシ-四・四’-ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス[五-アミノ-四-ヒドロキシ-二・七-ナフタレンジスルホナート](別名ＣＩダイレクトブルー十五)
三百六十六　テトラニトロメタン
三百六十七　テトラヒドロフラン
三百六十八　テトラフルオロエチレン
三百六十九　一・一・二・二-テトラブロモエタン
三百七十　テトラブロモメタン
三百七十一　テトラメチルこはく酸ニトリル
三百七十二　テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
三百七十三　テトラメトキシシラン
三百七十四　テトリル
三百七十五　テルフェニル
三百七十六　テルル及びその化合物
三百七十七　テレビン油
三百七十八　テレフタル酸
三百七十九　銅及びその化合物
三百八十　灯油
三百八十一　トリエタノールアミン
三百八十二　トリエチルアミン
三百八十三　トリクロロエタン
三百八十四　トリクロロエチレン
三百八十五　トリクロロ酢酸
三百八十六　一・一・二-トリクロロ-一・二・二-トリフルオロエタン

三百八十七　トリクロロナフタレン
三百八十八　一・一・一-トリクロロ-二・二-ビス(四-クロロフェニル)エタン(別名ＤＤＴ)
三百八十九　一・一・一-トリクロロ-二・二-ビス(四-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)
三百九十　二・四・五-トリクロロフェノキシ酢酸
三百九十一　トリクロロフルオロメタン(別名ＣＦＣ-一一)
三百九十二　一・二・三-トリクロロプロパン
三百九十三　一・二・四-トリクロロベンゼン
三百九十四　トリクロロメチルスルフェニル＝クロリド
三百九十五　N-(トリクロロメチルチオ)-一・二・三・六-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタン)
三百九十六　トリシクロヘキシルすず＝ヒドロキシド
三百九十七　一・三・五-トリス(二・三-エポキシプロピル)-一・三・五-トリアジン-二・四・六(一Ｈ・三Ｈ・五Ｈ)-トリオン
三百九十八　トリス(Ｎ・Ｎ-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーバム)
三百九十九　トリニトロトルエン
四百　トリフェニルアミン
四百一　トリブロモメタン
四百二　二-トリメチルアセチル-一・三-インダンジオン
四百三　トリメチルアミン
四百四　トリメチルベンゼン
四百五　トリレンジイソシアネート
四百六　トルイジン
四百七　トルエン
四百八　ナフタレン
四百九　一-ナフチルチオ尿素
四百十　一-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)
四百十一　鉛及びその無機化合物
四百十二　二亜硫酸ナトリウム
四百十三　ニコチン
四百十四　二酸化硫黄
四百十五　二酸化塩素
四百十六　二酸化窒素
四百十七　二硝酸プロピレン
四百十八　ニッケル及びその化合物
四百十九　ニトリロ三酢酸

四百二十　五-ニトロアセナフテン
四百二十一　ニトロエタン
四百二十二　ニトログリコール
四百二十三　ニトログリセリン
四百二十四　ニトロセルローズ
四百二十五　N-ニトロソモルホリン
四百二十六　ニトロトルエン
四百二十七　ニトロプロパン
四百二十八　ニトロベンゼン
四百二十九　ニトロメタン
四百三十　乳酸ノルマル-ブチル
四百三十一　二硫化炭素
四百三十二　ノナン
四百三十三　ノルマル-ブチルアミン
四百三十四　ノルマル-ブチルエチルケトン
四百三十五　ノルマル-ブチル-二・三-エポキシプロピルエーテル
四百三十六　N-[一-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-一H-二-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)
四百三十七　白金及びその水溶性塩
四百三十八　ハフニウム及びその化合物
四百三十九　パラ-アニシジン
四百四十　パラ-クロロアニリン
四百四十一　パラ-ジクロロベンゼン
四百四十二　パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
四百四十三　パラ-ターシャリ-ブチルトルエン
四百四十四　パラ-ニトロアニリン
四百四十五　パラ-ニトロクロロベンゼン
四百四十六　パラ-フェニルアゾアニリン
四百四十七　パラ-ベンゾキノン
四百四十八　パラ-メトキシフェノール
四百四十九　バリウム及びその水溶性化合物
四百五十　ピクリン酸
四百五十一　ビス(二・三-エポキシプロピル)エーテル
四百五十二　一・三-ビス[(二・三-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン
四百五十三　ビス(二-クロロエチル)エーテル
四百五十四　ビス(二-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)

四百五十五　Ｎ・Ｎ-ビス(二-クロロエチル)メチルアミン-Ｎ-オキシド
四百五十六　ビス(ジチオりん酸)Ｓ・Ｓ’-メチレン-Ｏ・Ｏ・Ｏ’・Ｏ’-テトラエチル(別名エチオン)
四百五十七　ビス(二-ジメチルアミノエチル)エーテル
四百五十八　砒素及びその化合物
四百五十九　ヒドラジン
四百六十　ヒドラジン一水和物
四百六十一　ヒドロキノン
四百六十二　四-ビニル-一-シクロヘキセン
四百六十三　四-ビニルシクロヘキセンジオキシド
四百六十四　ビニルトルエン
四百六十五　ビフェニル
四百六十六　ピペラジン二塩酸塩
四百六十七　ピリジン
四百六十八　ピレトラム
四百六十九　フェニルオキシラン
四百七十　フェニルヒドラジン
四百七十一　フェニルホスフィン
四百七十二　フェニレンジアミン
四百七十三　フェノチアジン
四百七十四　フェノール
四百七十五　フェロバナジウム
四百七十六　一・三-ブタジエン
四百七十七　ブタノール
四百七十八　フタル酸ジエチル
四百七十九　フタル酸ジ-ノルマル-ブチル
四百八十　フタル酸ジメチル
四百八十一　フタル酸ビス(二-エチルヘキシル)(別名ＤＥＨＰ)
四百八十二　ブタン
四百八十三　一-ブタンチオール
四百八十四　弗化カルボニル
四百八十五　弗化ビニリデン
四百八十六　弗化ビニル
四百八十七　弗素及びその水溶性無機化合物
四百八十八　二-ブテナール
四百八十九　フルオロ酢酸ナトリウム

四百九十　フルフラール
四百九十一　フルフリルアルコール
四百九十二　一・三-プロパンスルトン
四百九十三　プロピオン酸
四百九十四　プロピルアルコール
四百九十五　プロピレンイミン
四百九十六　プロピレングリコールモノメチルエーテル
四百九十七　二-プロピン-一-オール
四百九十八　ブロモエチレン
四百九十九　二-ブロモ-二-クロロ-一・一・一-トリフルオロエタン(別名ハロタン)
五百　ブロモクロロメタン
五百一　ブロモジクロロメタン
五百二　五-ブロモ-三-セカンダリ-ブチル-六-メチル-一・二・三・四-テトラヒドロピリミジン-二・四-ジオン(別名ブロマシル)
五百三　ブロモトリフルオロメタン
五百四　二-ブロモプロパン
五百五　ヘキサクロロエタン
五百六　一・二・三・四・十・十-ヘキサクロロ-六・七-エポキシ-一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ-オクタヒドロ-エキソ-一・四-エンド-五・八-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)
五百七　一・二・三・四・十・十-ヘキサクロロ-六・七-エポキシ-一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ-オクタヒドロ-エンド-一・四-エンド-五・八-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
五百八　一・二・三・四・五・六-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名リンデン)
五百九　ヘキサクロロシクロペンタジエン
五百十　ヘキサクロロナフタレン
五百十一　一・四・五・六・七・七-ヘキサクロロビシクロ[二・二・一]-五-ヘプテン-二・三-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
五百十二　一・二・三・四・十・十-ヘキサクロロ-一・四・四ａ・五・八・八ａ-ヘキサヒドロ-エキソ-一・四-エンド-五・八-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)
五百十三　ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン)
五百十四　ヘキサクロロベンゼン
五百十五　ヘキサヒドロ-一・三・五-トリニトロ-一・三・五-トリアジン
(別名シクロナイト)
五百十六　ヘキサフルオロアセトン
五百十七　ヘキサメチルホスホリックトリアミド
五百十八　ヘキサメチレンジアミン

五百十九　ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
五百二十　ヘキサン
五百二十一　一-ヘキセン
五百二十二　ベータ-ブチロラクトン
五百二十三　ベータ-プロピオラクトン
五百二十四　一・四・五・六・七・八・八-ヘプタクロロ-二・三-エポキシ-三ａ・四・七・七ａ-テトラヒドロ-四・七-メタノ-一Ｈ-インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）
五百二十五　一・四・五・六・七・八・八-ヘプタクロロ-三ａ・四・七・七ａ-テトラヒドロ-四・七-メタノ-一Ｈ-インデン（別名ヘプタクロル）
五百二十六　ヘプタン
五百二十七　ペルオキソ二硫酸アンモニウム
五百二十八　ペルオキソ二硫酸カリウム
五百二十九　ペルオキソ二硫酸ナトリウム
五百三十　ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩
五百三十一　ベンゼン
五百三十二　一・二・四-ベンゼントリカルボン酸一・二-無水物
五百三十三　ベンゾ［ａ］アントラセン
五百三十四　ベンゾ［ａ］ピレン
五百三十五　ベンゾフラン
五百三十六　ベンゾ［ｅ］フルオラセン
五百三十七　ペンタクロロナフタレン
五百三十八　ペンタクロロニトロベンゼン
五百三十九　ペンタクロロフェノール（別名ＰＣＰ）及びそのナトリウム塩
五百四十　一-ペンタナール
五百四十一　一・一・三・三・三-ペンタフルオロ-二-（トリフルオロメチル）-一-プロペン（別名ＰＦＩＢ）
五百四十二　ペンタボラン
五百四十三　ペンタン
五百四十四　ほう酸ナトリウム
五百四十五　ホスゲン
五百四十六　（二-ホルミルヒドラジノ）-四-（五-ニトロ-二-フリル）チアゾール
五百四十七　ホルムアミド
五百四十八　ホルムアルデヒド
五百四十九　マゼンタ
五百五十　マンガン及びその無機化合物
五百五十一　ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ

リット及びミネラルターペンを含む。）
五百五十二　無水酢酸
五百五十三　無水フタル酸
五百五十四　無水マレイン酸
五百五十五　メタ-キシリレンジアミン
五百五十六　メタクリル酸
五百五十七　メタクリル酸メチル
五百五十八　メタクリロニトリル
五百五十九　メタ-ジシアノベンゼン
五百六十　メタノール
五百六十一　メタンスルホン酸エチル
五百六十二　メタンスルホン酸メチル
五百六十三　メチラール
五百六十四　メチルアセチレン
五百六十五　N-メチルアニリン
五百六十六　二・二’-[[四-(メチルアミノ)-三-ニトロフェニル]アミノ]ジエタノール
（別名ＨＣブルーナンバー一）
五百六十七　N-メチルアミノホスホン酸O-(四-ターシャリ-ブチル-二-クロロフェニル)-O-メチル(別名クルホメート)
五百六十八　メチルアミン
五百六十九　メチルイソブチルケトン
五百七十　メチルエチルケトン
五百七十一　N-メチルカルバミン酸二-イソプロピルオキシフェニル(別名プロポキスル)
五百七十二　N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二-ジメチル-七-ベンゾ[ｂ]フラニル(別名カルボフラン)
五百七十三　N-メチルカルバミン酸二-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ)
五百七十四　メチルシクロヘキサノール
五百七十五　メチルシクロヘキサノン
五百七十六　メチルシクロヘキサン
五百七十七　二-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
五百七十八　二-メチル-四・六-ジニトロフェノール
五百七十九　二-メチル-三・五-ジニトロベンズアミド(別名ジニトルミド)
五百八十　メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(別名ＭＴＢＥ)
五百八十一　五-メチル-一・二・四-トリアゾロ[三・四-ｂ]ベンゾチアゾール
（別名トリシクラゾール）
五百八十二　二-メチル-四-(二-トリルアゾ)アニリン

五百八十三　二-メチル-一-ニトロアントラキノン
五百八十四　N-メチル-N-ニトロソカルバミン酸エチル
五百八十五　メチル-ノルマル-ブチルケトン
五百八十六　メチル-ノルマル-ペンチルケトン
五百八十七　メチルヒドラジン
五百八十八　メチルビニルケトン
五百八十九　一-[(二-メチルフェニル)アゾ]-二-ナフトール(別名オイルオレンジＳＳ)
五百九十　メチルプロピルケトン
五百九十一　五-メチル-二-ヘキサノン
五百九十二　四-メチル-二-ペンタノール
五百九十三　二-メチル-二・四-ペンタンジオール
五百九十四　二-メチル-N-[三-(一-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)
五百九十五　S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)
五百九十六　メチルメルカプタン
五百九十七　四・四’-メチレンジアニリン
五百九十八　メチレンビス(四・一-シクロヘキシレン)＝ジイソシアネート
五百九十九　メチレンビス(四・一-フェニレン)＝ジイソシアネート(別名ＭＤＩ)
六百　二-メトキシ-五-メチルアニリン
六百一　一-(二-メトキシ-二-メチルエトキシ)-二-プロパノール
六百二　メルカプト酢酸
六百三　モリブデン及びその化合物
六百四　モルホリン
六百五　沃化メチル
六百六　沃素
六百七　ヨードホルム
六百八　硫化ジメチル
六百九　硫化水素
六百十硫化水素ナトリウム
六百十一　硫化ナトリウム
六百十二　硫化りん
六百十三　硫酸
六百十四　硫酸ジイソプロピル
六百十五　硫酸ジエチル
六百十六　硫酸ジメチル
六百十七　りん化水素
六百十八　りん酸

六百十九　りん酸ジ-ノルマル-ブチル
六百二十　りん酸ジ-ノルマル-ブチル＝フェニル
六百二十一　りん酸一・二-ジブロモ-二・二-ジクロロエチル＝ジメチル(別名ナレド)
六百二十二　りん酸ジメチル＝(Ｅ)-一-(Ｎ・Ｎ-ジメチルカルバモイル)-一-プロペン-二-イル(別名ジクロトホス)
六百二十三　りん酸ジメチル＝(Ｅ)-一-(Ｎ-メチルカルバモイル)-一-プロペン-二-イル（別名モノクロトホス)
六百二十四　りん酸ジメチル＝一-メトキシカルボニル-一-プロペン-二-イル（別名メビンホス)
六百二十五　りん酸トリ(オルト-トリル)
六百二十六　りん酸トリス(二・三-ジブロモプロピル)
六百二十七　りん酸トリ-ノルマル-ブチル
六百二十八　りん酸トリフェニル
六百二十九　レソルシノール
六百三十　六塩化ブタジエン
六百三十一　ロジウム及びその化合物
六百三十二　ロジン
六百三十三　ロテノン

平成 29 年 3 月 1 日　労働安全衛生法施行令別表第９へ追加する化学物質

一　亜硝酸イソブチル

二　アセチルアセトン

三　アルミニウム

四　エチレン

五　エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート

六　クロロ酢酸

七　Ｏ―３―クロロ―４―メチル―２―オキソ―２Ｈ―クロメン―７―イル＝Ｏ′Ｏ′′―ジエチル＝ホスホロチオアート

八　三弗化アルミニウム

九　Ｎ，Ｎ―ジエチルヒドロキシルアミン

十　ジエチレングリコールモノブチルエーテル

十一　ジクロロ酢酸

十二　ジメチル＝２，２，２―トリクロロ―１―ヒドロキシエチルホスホナート（別名ＤＥＰ）

十三　水素化ビス（２―メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム

十四　テトラヒドロメチル無水フタル酸

十五　Ｎ―ビニル―２―ピロリドン

十六　ブテン

十七　プロピオンアルデヒド

十八　プロペン

十九　１―ブロモプロパン

二十　３―ブロモ―１―プロペン（別名臭化アリル）

二十一　ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム

二十二　ヘキサフルオロプロペン

二十三　ペルフルオロオクタン酸

二十四　メチルナフタレン

二十五　２―メチル―５―ニトロアニリン

二十六　Ｎ―メチル―２―ピロリドン

二十七　沃化物

別表５　危険物（消防法別表第１）

2016 年 2 月 29 日現在

危険物（消防法別表第１）
（バイオフロンティア化学物質管理規則第４条関係）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一　塩素酸塩類 二　過塩素酸塩類 三　無機過酸化物 四　亜塩素酸塩類 五　臭素酸塩類 六　硝酸塩類 七　よう素酸塩類 八　過マンガン酸塩類 九　重クロム酸塩類 十　その他のもので政令で定めるもの 十一　前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一　硫化りん 二　赤りん 三　硫黄 四　鉄粉 五　金属粉 六　マグネシウム 七　その他のもので政令で定めるもの 八　前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九　引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一　カリウム 二　ナトリウム 三　アルキルアルミニウム 四　アルキルリチウム 五　黄りん 六　アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 七　有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 八　金属の水素化物

		九　金属のりん化物 十　カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一　その他のもので政令で定めるもの 十二　前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一　特殊引火物 二　第一石油類 三　アルコール類 四　第二石油類 五　第三石油類 六　第四石油類 七　動植物油類
第五類	自己反応性物質	一　有機過酸化物 二　硝酸エステル類 三　ニトロ化合物 四　ニトロソ化合物 五　アゾ化合物 六　ジアゾ化合物 七　ヒドラジンの誘導体 八　ヒドロキシルアミン 九　ヒドロキシルアミン塩類 十　その他のもので政令で定めるもの 十一　前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一　過塩素酸 二　過酸化水素 三　硝酸 四　その他のもので政令で定めるもの 五　前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

一　酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度 20 度で液状であるもの又は温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度 20 度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二　可燃性固体とは、固体であつて、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

三　鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

四　硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。

五　金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

六　マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

七　引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が 40 度未満のものをいう。

八　自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

九　カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。

十　引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

十一　特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が 100 度以下のもの又は引火点が零下 20 度以下で沸点が 40 度以下のものをいう。

十二　第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。

十三　アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十四　第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十五　第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が 70 度以上 200 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十六　第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が 200 度以上 250 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十七　動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が 250 度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

十八　自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

十九　第五類の項第十一号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。

二十　酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二十一　この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

別表 6　麻薬及び向精神薬取締法に定める麻薬 一覧表

2016 年 2 月 29 日現在

麻薬及び向精神薬取締法に定める麻薬　一覧表
（バイオフロンティア化学物質管理規則第４条関係）

［麻薬］

麻薬及び向精神薬取締法　別表第一に定める麻薬

一　三―アセトキシ―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類

二　α―三―アセトキシ―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニルヘプタン（別名アルファアセチルメタドール）及びその塩類

三　β―三―アセトキシ―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニルヘプタン（別名ベータアセチルメタドール）及びその塩類

四　α―三―アセトキシ―六―メチルアミノ―四・四―ジフェニルヘプタン（別名ノルアシメタドール）及びその塩類

五　一―〔二―（四―アミノフェニル）エチル〕―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名アニレリジン）及びその塩類

六　N―アリルノルモルヒネ（別名ナロルフィン）、そのエステル及びこれらの塩類

七　三―アリル―一―メチル―四―フェニル―四―（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アリルプロジン）及びその塩類

八　エクゴニン及びその塩類

九　三―（N―エチル―N―メチルアミノ）―一・一―ジ―（二―チエニル）―一―ブテン（別名エチルメチルチアンプテン）及びその塩類

十　α―三―エチル―一―メチル―四―フェニル―四―（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アルファメプロジン）及びその塩類

十一　β―三―エチル―一―メチル―四―フェニル―四―(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名ベータメプロジン）及びその塩類

十二　二―（四―クロロベンジル）―一―（ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール（別名クロニタゼン）及びその塩類

十三　コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類

十四　コカ葉

十五　コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類

十六　ジアセチルモルヒネ（別名ヘロイン）その他モルヒネのエステル及びその塩類

十七　一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名ジフェノキシレート）及びその塩類

十八　四―シアノ―二―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニルプタン（別名メサドン中間体）及

びその塩類

十九　四―シアノ――メチル―四―フェニルピペリジン（別名ペチジン中間体Ａ）及びその塩類

二十　一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール（別名エトニタゼン）及びその塩類

二十一　三―ジエチルアミノ――・――ジ―（二―チエニル）――プテン（別名ジエチルチアンプテン）及びその塩類

二十二　ジヒドロコデイノン（別名ヒドロコドン）、そのエステル及びこれらの塩類

二十三　ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

二十四　ジヒドロデオキシモルヒネ（別名デソモルヒネ）、そのエステル及びこれらの塩類

二十五　ジヒドロヒドロキシコデイノン（別名オキシコドン）、そのエステル及びこれらの塩類

二十六　ジヒドロヒドロキシモルヒノン（別名オキシモルフォン）及びその塩類

二十七　ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

二十八　ジヒドロモルヒノン（別名ヒドロモルフォン）、そのエステル及びこれらの塩類

二十九　四・四―ジフェニル―六―ビペリジノ―三―ヘプタノン（別名ジピパノン）及びその塩類

三十　（二―ジメチルアミノ）エチル　―エトキシ――・――ジフェニルアセテート（別名ジメノキサドール）及びその塩類

三十一　三―ジメチルアミノ――・――ジ―（二―チエニル）――ブテン（別名ジメチルチアンブテン）及びその塩類

三十二　六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニル―三―ヘキサノン（別名ノルメサドン）及びその塩類

三十三　六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニル―三―ヘプタノール（別名ジメフェプタノール）及びその塩類

三十四　α―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニル―三―ヘプタノール（別名アルファメタドール）及びその塩類

三十五　β―六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニル―三―ヘプタノール（別名ベータメタドール）及びその塩類

三十六　六―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニル―三―ヘプタノン（別名メサドン）及びその塩類

三十七　四―ジメチルアミノ―三―メチル――・二―ジフェニル―二―（プロピオニルオキシ）ブタン（別名プロポキシフェン）及びその塩類

三十八　六―ジメチルアミノ―五―メチル―四・四―ジフェニル―三―ヘキサノン（別名イソメサドン）及びその塩類

三十九　一・三―ジメチル―四―フェニル―四―（プロピオニルオキシ）アザシクロヘプタン（別名プロヘプタジン）及びその塩類

四十　α―一・三―ジメチル―四―フェニル―四―（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アルファプロジン）及びその塩類

四十一　β―一・三―ジメチル―四―フェニル―四―（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名ベータプロジン）及びその塩類

四十二　テバイン及びその塩類

四十三　一・二・五―トリメチル―四―フェニル―四―（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名トリメペリジン）及びその塩類

四十四　六―ニコチニルコデイン（別名ニココジン）及びその塩類

四十五　ノルモルヒネ（別名デメチルモルヒネ）、そのエーテル及びこれらの塩類

四十六　一―〔二―（二―ヒドロキシエトキシ）エチル〕―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名エトキセリジン）及びその塩類

四十七　十四―ヒドロキシジヒドロモルヒネ（別名ヒドロモルヒノール）及びその塩類

四十八　三―ヒドロキシ―N―フェナシルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

四十九　一―（三―ヒドロキシ―三―フェニルプロピル）―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名フェノペリジン）及びその塩類

五十　四―（三―ヒドロキシフェニル）――一―メチル―四―ピペリジルエチルケトン（別名ケトベミドン）及びその塩類

五十一　四―（三―ヒドロキシフェニル）――一―メチルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名ヒドロキシペチジン）及びその塩類

五十二　三―ヒドロキシ―N―フェネチルモルヒナン（別名フェノモルファン）及びその塩類

五十三　三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

五十四　三―ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

五十五　四―フェニル――一―〔二―（テトラヒドロフルフリルオキシ）エチル〕ピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名フレチジン）及びその塩類

五十六　四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名ペチジン中間体Ｂ）及びその塩類

五十七　四―フェニル――一―（三―フェニルアミノプロピル）ピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名ピミノジン）及びその塩類

五十八　一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―八―ヒドロキシ―六・十一―ジメチル―三―フェネチル―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン（別名フェナゾシン）及びその塩類

五十九　一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―八―ヒドロキシ―三・六・十一―トリメチル―二・六―メタノ―三―ペンザゾシン（別名メタゾシン）及びその塩類

六十　一―〔二―（ベンジルオキシ）エチル〕―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名ベンゼチジン）及びその塩類

六十一　六―メチルジヒドロモルヒネ（別名メチルジヒドロモルヒネ）及びその塩類

六十二　メチルジヒドロモルヒノン（別名メトポン）、そのエステル及びこれらの塩類

六十三　六―メチル―⊿六―デオキシモルヒネ（別名メチルデソルフィン）及びその塩類

六十四　N―（一―メチル―二―ピペリジノエチル）プロピオンアニリド（別名フェナンプロミド）及びその塩類

六十五　一―メチル―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エステル及びその塩類

六十六　N―〔二―（メチルフェネチルアミノ）プロピル〕プロピオンアニリド（別名ジアンプロミド）及びその塩類

六十七　〔(三―メチル―四―モルフォリノ―二・二―ジフェニル）プチリル〕ピロリジン及びその塩類

六十八　三―メチル―四―モルフォリノ―二・二―ジフェニル酪酸（別名モラミド中間体）及びその塩類

六十九　三―メトキシ―N―メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

七十　モルヒネ及びその塩類

七十一　モルヒネ―N―オキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体

七十二　一―（二―モルフォリノエチル）―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル（別名モルフェリジン）及びその塩類

七十三　六―モルフォリノ―四・四―ジフェニル―三―ヘプタノン（別名フェナドキソン）及びその塩類

七十四　四―モルフォリノ―二・二―ジフェニル酪酸エチルエステル（別名ジオキサフェチルプチレート）及びその塩類

七十五　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

七十六　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物を含有しないもの

ロ　麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令　第１条（麻薬）（麻薬及び向精神薬取締法別表第一第 75 号に相当）

一　三―Ｏ―アセチル―七・八―ジヒドロ―七α―〔一（Ｒ）―ヒドロキシ―一―メチルブチル〕―六―Ｏ―メチル―六・十四―エンド―エテノモルヒネ（別名アセトルフィン）及びその塩類

二　三―（二―アミノブチル）インドール（別名エトリプタミン）及びその塩類

三　二―アミノプロピオフェノン及びその塩類

四　三―（二―アミノプロピル）インドール及びその塩類

五　二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及びその塩類

六　二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

七　Ｎ―〔一―〔二―（四―エチル―五―オキソ―二―テトラゾリン―一―イル）エチル〕―四―（メトキシメチル）―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名アルフェンタニル）及びその塩類

八　四―エチル―二・五―ジメトキシ―α―メチルフェネチルアミン（別名ＤＯＥＴ）及びその塩類

九　二―（四―エチルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

十　Ｎ―エチル―一―フェニルシクロヘキシルアミン（別名エチシクリジン）及びその塩類

十一　Ｎ―エチル―α―メチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名Ｎ―エチルＭＤＡ）及びその塩類

十二　（五Ｒ）―四・五―エポキシ―六―メトキシ―十七―メチル―六・七・八・十四―テトラデヒドロモルヒナン―三―オール（別名オリパビン）及びその塩類

十三　キノリン―八―イル＝一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

十四　二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―Ｎ―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

十五　一―（三―クロロフェニル）ピペラジン及びその塩類

十六　二―（二―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類

十七　一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―（二―オキソ―三―プロピオニル―一―ベンズイミダゾリニル）ピペリジン（別名ベジトラミド）及びその塩類

十八　一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―（一―ピペリジノ）ピペリジン―四―カルボン酸アミド（別名ピリトラミド）及びその塩類

十九　一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―フェニルピペリジン―四―カ

ルボン酸（別名ジフェノキシン）及びその塩類

二十　Ｎ・Ｎ―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類

二十一　三―［二―（ジイソプロピルアミノ）エチル］―五―メトキシインドール及びその塩類

二十二　三―〔二―（ジエチルアミノ）エチル〕インドール（別名ＤＥＴ）及びその塩類

二十三　三・四―ジクロロ―Ｎ―｛［一―（ジメチルアミノ）シクロヘキシル］メチル｝ベンズアミド及びその塩類

二十四　シス―二―アミノ―四―メチル―五―フェニル―二―オキサゾリン（別名四―メチルアミノレクス）及びその塩類

二十五　ジヒドロコデイノン―六―（カルボキシメチル）オキシム（別名コドキシム）及びその塩類

二十六　七―［（十・十一―ジヒドロ―五Ｈ―ジベンゾ［ａ・ｄ］シクロヘプテン―五―イル）アミノ］ヘプタン酸（別名アミネプチン）及びその塩類

二十七　七・八―ジヒドロ―七―α―［一―（Ｒ）―ヒドロキシ―一―メチルブチル］―六・十四―エンド―エタノテトラヒドロオリパビン（別名ジヒドロエトルフィン）及びその塩類

二十八　七・八―ジヒドロ―七α―〔一（Ｒ）―ヒドロキシ―一―メチルブチル〕―六―Ｏ―メチル―六・十四―エンド―エテノモルヒネ（別名エトルフィン）及びその塩類

二十九　四・四―ジフェニル―六―ピペリジノ―三―ヘキサノン（別名ノルピパノン）及びその塩類

三十　三―〔二―（ジメチルアミノ）エチル〕インドール（別名ＤＭＴ）及びその塩類

三十一　三―〔（二―ジメチルアミノ）エチル〕―インドール―四―イルリン酸エステル（別名サイロシビン）及びその塩類

三十二　三―〔二―（ジメチルアミノ）エチル〕―インドール―四―オール（別名サイロシン）及びその塩類

三十三　三―［（一Ｒ・二Ｒ）―三―（ジメチルアミノ）―一―エチル―二―メチルプロピル］フェノール（別名タペンタドール）及びその塩類

三十四　三―（一・二―ジメチルヘプチル）―七・八・九・十―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン―一―オール（別名ＤＭＨＰ）及びその塩類

三十五　Ｎ・α―ジメチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名ＭＤＭＡ）及びその塩類

三十六　二―（二・五―ジメトキシ―四―イソプロピルスルファニルフェニル）エタンアミン及びその塩類

三十七　二・五―ジメトキシ―四・α―ジメチルフェネチルアミン（別名ＤＯＭ）及びその塩類

三十八　二・五―ジメトキシ―四―（プロピルチオ）フェネチルアミン及びその塩類

三十九　二・五―ジメトキシ―α―メチルフェネチルアミン（別名ＤＭＡ）及びその塩類

四十　三・四―ジメトキシ―十七―メチルモルヒナン―六β・十四―ジオール（別名ドロテバノール）及びその塩類

四十一　N―〔一―〔二―（二―チエニル）エチル〕―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名チオフェンタニル）及びその塩類

四十二　一―〔一―（二―チエニル）シクロヘキシル〕ピペリジン（別名テノシクリジン）及びその塩類

四十三　六ａ・七・八・九―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン――一―オール（別名デルタ十テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

四十四　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン――一―オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

四十五　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン――一―オール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

四十六　六ａ・九・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン――一―オール（別名デルタ七テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

四十七　七・八・九・十―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン――一―オール（別名デルタ六ａ（十ａ）テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

四十八　八・九・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン――一―オール（別名デルタ六ａ（七）テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

四十九　トランス―二―ジメチルアミノ――一―フェニル―三―シクロヘキセン――一―カルボン酸エチルエステル（別名チリジン）及びその塩類

五十　一―（三―トリフルオロメチルフェニル）ピペラジン及びその塩類

五十一　三・四・五―トリメトキシフェネチルアミン（別名メスカリン）及びその塩類

五十二　二・四・五―トリメトキシ―α―メチルフェネチルアミン及びその塩類

五十三　三・四・五―トリメトキシ―α―メチルフェネチルアミン（別名ＴＭＡ）及びその塩類

五十四　一―ナフタレニル（一―ペンチル――一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

五十五　N―〔一―（β―ヒドロキシフェネチル）―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名ベータヒドロキシフェンタニル）及びその塩類

五十六　N―〔一―（β―ヒドロキシフェネチル）―三―メチル―四―ピペリジル〕プロピオ

ンアニリド（別名ベータヒドロキシ―三―メチルフェンタニル）及びその塩類

五十七　（―ＲＳ・三ＳＲ）―三―［二―ヒドロキシ―四―（二―メチルノナン―二―イル）フェニル］シクロヘキサン―一―オール及びその塩類

五十八　四―ヒドロキシ酪酸（別名ＧＨＢ）及びその塩類

五十九　一―（一―フェニルシクロヘキシル）ピペリジン（別名フェンシクリジン）及びその塩類

六十　一―（一―フェニルシクロヘキシル）ピロリジン（別名ロリシクリジン）及びその塩類

六十一　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

六十二　N―（一―フェネチル―四―ピペリジル）プロピオンアニリド（別名フェンタニル）及びその塩類

六十三　一―フェネチル―四―フェニル―四―ピペリジノール酢酸エステル（別名ＰＥＰＡＰ）及びその塩類

六十四　（一―ブチル―一H―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

六十五　四―フルオロ―N―（一―フェネチル―四―ピペリジル）プロピオンアニリド（別名パラフルオロフェンタニル）及びその塩類

六十六　［一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―イル］（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

六十七　［一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

六十八　［一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―イル］（四―メチルナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

六十九　二―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

七十　四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェネチルアミン及びその塩類

七十一　四―ブロモ―二・五―ジメトキシ―α―メチルフェネチルアミン（別名ブロランフェタミン）及びその塩類

七十二　六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―六・六―ジメチル―九―メチレン―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン―一―オール（別名デルタ九（十一）テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類

七十三　三―ヘキシル―七・八・九・十―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ〔ｂ・ｄ〕ピラン―一―オール（別名パラヘキシル）及びその塩類

七十四　一―ベンジルピペラジン及びその塩類

七十五　二―（メチルアミノ）―一―フェニルプロパン―一―オン（別名メトカチノン）及びその塩類

七十六　二―（メチルアミノ）―一―（四―メチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩

類

七十七　二―メチルアミノ――――（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン――――オン及びその塩類

七十八　Ｎ―メチル―α―エチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名ＭＢＤＢ）及びその塩類

七十九　Ｎ―〔一――〔一――メチル―二―（二―チエニル）エチル〕―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名アルファメチルチオフェンタニル）及びその塩類

八十　Ｎ―〔三―メチル――――〔二―（二―チエニル）エチル〕―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名三―メチルチオフェンタニル）及びその塩類

八十一　（四―メチルナフタレン――――イル）（一――ペンチル――Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

八十二　Ｎ―〔一――メチル―二―（ピペリジノエチル）〕―Ｎ―二―ピリジルプロピオンアミド（別名プロピラム）及びその塩類

八十三　一――メチル―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸（別名ペチジン中間体Ｃ）及びその塩類

八十四　Ｎ―（三―メチル――――フェネチル―四―ピペリジル）プロピオンアニリド（別名三―メチルフェンタニル）及びその塩類

八十五　α―メチル―四―メチルチオフェネチルアミン（別名四―ＭＴＡ）及びその塩類

八十六　Ｎ―メチル―Ｎ―（一――（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―二―イル）ヒドロキシルアミン及びその塩類

八十七　α―メチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名ＭＤＡ）及びその塩類

八十八　Ｎ―〔α―メチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチル〕ヒドロキシルアミン（別名Ｎ―ヒドロキシＭＤＡ）及びその塩類

八十九　一――メチル―四―フェニル―四―ピペリジノールプロピオン酸エステル（別名ＭＰＰＰ）及びその塩類

九十　Ｎ―〔一――（α―メチルフェネチル）―四―ピペリジル〕アセトアニリド（別名アセチル―アルファ―メチルフェンタニル）及びその塩類

九十一　Ｎ―〔一――（α―メチルフェネチル）―四―ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名アルファ―メチルフェンタニル）及びその塩類

九十二　一――（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（ピロリジン――――イル）ペンタン――――オン及びその塩類

九十三　一――（二―メトキシカルボニルエチル）―四―（フェニルプロピオニルアミノ）ピペリジン―四―カルボン酸メチルエステル（別名レミフェンタニル）及びその塩類

九十四　一――（四―メトキシフェニル）―Ｎ―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

九十五　Ｎ―〔四―（メトキシメチル）――――〔二―（二―チエニル）エチル〕―四―ピペリ

ジル〕プロピオンアニリド（別名スフェンタニル）及びその塩類

九十六　　四―メトキシ―α―メチルフェネチルアミン（別名ＰＭＡ）及びその塩類

九十七　　三―メトキシ―α―メチル―四・五―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名ＭＭＤＡ）及びその塩類

九十八　　二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

九十九　　二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）―Ｎ―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

百　　リゼルギン酸ジエチルアミド（別名リゼルギド）及びその塩類

［向精神薬］

麻薬及び向精神薬取締法　別表第三に定める向精神薬

一　五―エチル―五―フェニルバルビツール酸（別名フェノバルビタール）及びその塩類

二　五―エチル―五―（一―メチルプチル）バルビツール酸（別名ペントバルビタール）及びその塩類

三　七―クロロ―一・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ジアゼパム）及びその塩類

四　十―クロロ―二・三・七・十一ｂ―テトラヒドロ―二―メチル―十一ｂ―フェニルオキサゾロ〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼビン―六（五H）―オン（別名オキサゾラム）及びその塩類

五　五―（二―クロロフェニル）―七―エチル―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―チエノ―〔二・三―ｅ〕―一・四―ジアゼピン―二―オン（別名クロチアゼパム）及びその塩類

六　七―クロロ―二―メチルアミノ―五―フェニル―三H―一・四―ベンゾジアゼピン―四―オキシド（別名クロルジアゼポキシド）及びその塩類

七　五・五―ジエチルバルビツール酸（別名バルビタール）及びその塩類

八　一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ニトラゼパム）及びその塩類

九　二―フェニル―二―（二―ピペリジル）酢酸メチルエステル（別名メチルフェニデート）及びその塩類

十　一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―六・十一―ジメチル―三―（三―メチル―二―ブテニル）―二・六―メタノ―三―ベンザゾシン―八―オール（別名ペンタゾシン）及びその塩類

十一　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

十二　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令　第３条（向精神薬）（麻薬及び向精神薬取締法別表第三第 11 号に相当）

一　二―アミノ―五―フェニル―二―オキサゾリン（別名アミノレクス）及びその塩類

二　五―アリル―五―（一―メチルブチル）バルビツール酸（別名セコバルビタール）及びその塩類

三　五―アリル―五―（二―メチルプロピル）バルビツール酸（別名ブタルビタール）及びその塩類

四　二―イミノ―五―フェニル―四―オキサゾリジノン（別名ペモリン）及びその塩類

五　一―エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル（別名エチナメート）及びその塩類

六　二―エチル―二―フェニルグルタルイミド（別名グルテチミド）及びその塩類

七　Ｎ―エチル―三―フェニルビシクロ〔二・二・一〕ヘプタン―二―アミン（別名フェンカンファミン）及びその塩類

八　五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸（別名メチルフェノバルビタール）及びその塩類

九　Ｎ―エチル―α―メチルフェネチルアミン（別名エチランフェタミン）及びその塩類

十　五―エチル―五―（三―メチルブチル）バルビツール酸（別名アモバルビタール）及びその塩類

十一　五―エチル―五―（一―メチルプロピル）バルビツール酸（別名セクブタバルビタール）及びその塩類

十二　一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン―四―イン―三―オール（別名エスクロルビノール）及びその塩類

十三　七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ロラゼパム）及びその塩類

十四　七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ロルメタゼパム）及びその塩類

十五　七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名デロラゼパム）及びその塩類

十六　十―クロロ―十―ｂ―（二―クロロフェニル）―二・三・七・十―ｂ―テトラヒドロオキサゾロ―〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五Ｈ）―オン（別名クロキサゾラム）及びその塩類

十七　八―クロロ―六―（二―クロロフェニル）―一―メチル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名トリアゾラム）及びその塩類

十八　七―クロロ―一―〔二―（ジエチルアミノ）エチル〕―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルラゼパム）及

びその塩類

十九　七―クロロ―一―（シクロプロピルメチル）―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名プラゼパム）及びその塩類

二十　七―クロロ―五―（一―シクロヘキセン―一―イル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名テトラゼパム）及びその塩類

二十一　七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―五―フェニル―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸（別名クロラゼプ酸）及びその塩類

二十二　十一―クロロ―八・十二ｂ―ジヒドロ―二・八―ジメチル―十二ｂ―フェニル―四H―〔一・三〕オキサジノ―〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―四・七（六H）―ジオン（別名ケタゾラム）及びその塩類

二十三　七―クロロ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名オキサゼパム）及びその塩類

二十四　七―クロロ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名テマゼパム）及びその塩類

二十五　七―クロロ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オンジメチルカルバミン酸エステル（別名カマゼパム）及びその塩類

二十六　七―クロロ―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―一―（二―プロピニル）―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ピナゼパム）及びその塩類

二十七　七―クロロ―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ノルダゼパム）及びその塩類

二十八　七―クロロ―二・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―一H―一・四―ベンゾジアゼピン（別名メダゼパム）及びその塩類

二十九　七―クロロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ハラゼパム）及びその塩類

三十　五―（四―クロロフェニル）―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ〔二・一―ａ〕イソインドール―五―オール（別名マジンドール）及びその塩類

三十一　五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名クロナゼパム）及びその塩類

三十二　六―（二―クロロフェニル）―二・四―ジヒドロ―二―〔（四―メチル―一―ピペラジニル）メチレン〕―八―ニトロ―一H―イミダゾ〔一・二―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―一―オン（別名ロプラゾラム）及びその塩類

三十三　八―クロロ―六―フェニル―四H―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名エスタゾラム）及びその塩類

三十四　三―（二―クロロフェニル）―二―メチル―四（三H）―キナゾリノン（別名メクロカロン）及びその塩類

三十五　七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―二・三―ジヒドロ―二―オキソ――Ｈ――一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル（別名ロフラゼプ酸エチル）及びその塩類

三十六　七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）――一・三―ジヒドロ――一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―二Ｈ――一・四―ベンゾジアゼピン―二―チオン（別名クアゼパム）及びその塩類

三十七　七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）――一・三―ジヒドロ――一―メチル―二Ｈ――一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルジアゼパム）及びその塩類

三十八　八―クロロ―六―（二―フルオロフェニル）――一―メチル―四Ｈ―イミダゾ〔一・五―ａ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名ミダゾラム）及びその塩類

三十九　Ｎ―（三―クロロプロピル）―α―メチルフェネチルアミン（別名メフェノレクス）及びその塩類

四十　八―クロロ――一―メチル―六―フェニル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕―ベンゾジアゼピン（別名アルプラゾラム）及びその塩類

四十一　七―クロロ――一―メチル―五―フェニル――Ｈ――一・五―ベンゾジアゼピン―二・四（三Ｈ・五Ｈ）―ジオン（別名クロバザム）及びその塩類

四十二　五・五―ジアリルバルビツール酸（別名アロバルビタール）及びその塩類

四十三　二―（ジエチルアミノ）プロピオフェノン（別名アンフェプラモン）及びその塩類

四十四　三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン（別名メチプリロン）及びその塩類

四十五　二十一―シクロプロピル―七―α―〔（Ｓ）――ヒドロキシ――一・二・二―トリメチルプロピル〕―六・十四―エンド―エタノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン（別名ブプレノルフィン）及びその塩類

四十六　五―（一―シクロヘキセン――一―イル）―五―エチルバルビツール酸（別名シクロバルビタール）及びその塩類

四十七　三・七―ジヒドロ――一・三―ジメチル―七―〔二―〔（α―メチルフェネチル）アミノ〕エチル〕――Ｈ―プリン―二・六―ジオン（別名フェネチリン）及びその塩類

四十八　一・三―ジヒドロ――一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二Ｈ――一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ニメタゼパム）及びその塩類

四十九　一・一―ジフェニル――一―（二―ピペリジル）メタノール（別名ピプラドロール）及びその塩類

五十　二―［（ジフェニルメチル）スルフィニル］アセタミド（別名モダフィニル）及びその塩類

五十一　Ｎ・α―ジメチルシクロヘキサンエチルアミン（別名プロピルヘキセドリン）及びその塩類

五十二　N・N―ジメチル―α―フェニルフェネチルアミン及びその塩類

五十三　三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン及びその塩類

五十四　α・α―ジメチルフェネチルアミン（別名フェンテルミン）及びその塩類

五十五　N・N・六―トリメチル―二―パラ―トリルイミダゾ［一・二―a］ピリジン―三―アセタミド（別名ゾルピデム）及びその塩類

五十六　一―（四―トリル）―二―（一―ピロリジニル）――ペンタノン（別名ピロバレロン）及びその塩類

五十七　トレオ―二―アミノ――フェニルプロパン――オール（左旋性のものを除く。）及びその塩類

五十八　五―ブチル―五―エチルバルビツール酸（別名ブトバルビタール）及びその塩類

五十九　五―（二―フルオロフェニル）――・三―ジヒドロ――メチル―七―ニトロ―二H――・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名フルニトラゼパム）及びその塩類

六十　二―ブロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六H―チエノ〔三・二―f〕―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ジアゼピン（別名ブロチゾラム）及びその塩類

六十一　七―ブロモ――・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二H――・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ブロマゼパム）及びその塩類

六十二　十―ブロモ―十―b―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十―b―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名ハロキサゾラム）及びその塩類

六十三　N―ベンジル―N・α―ジメチルフェネチルアミン（別名ベンツフェタミン）及びその塩類

六十四　二―メチル―三―（二―トリル）―四（三H）―キナゾリノン（別名メタカロン）及びその塩類

六十五　三―メチル―二―フェニルモルフォリン（別名フェンメトラジン）及びその塩類

六十六　三―〔（α―メチルフェネチル）アミノ〕プロピオニトリル（別名フェンプロポレクス）及びその塩類

六十七　三―（α―メチルフェネチル）―N―（フェニルカルバモイル）シドノンイミン（別名メソカルブ）及びその塩類

六十八　五―（一―メチルブチル）―五―ビニルバルビツール酸（別名ビニルビタール）及びその塩類

六十九　二―メチル―二―プロピル――・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル（別名メプロバメート）及びその塩類

七十　α―（α―メトキシベンジル）―四―（β―メトキシフェネチル）――ピペラジンエタノール（別名ジペプロール）及びその塩類

別表７　化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について（抜粋）

化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について（抜粋）

基発第 0811001 号　平成 15 年 8 月 11 日

1　皮膚障害防止用保護具の備付けが必要な物には、次のものがあること。

(1)　特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」）第 44 条に規定する皮膚障害防止用保護具の備付けが必要な皮膚に障害を与えるおそれのある特定化学物質には、別紙１に掲げるものが含まれること。

(2)　労働安全衛生規則（以下「安衛則」）第 594 条に規定する１の備付けが必要な皮膚に障害を与える物には、別紙２に掲げるものが含まれること。

2　安衛則第 593 条に規定する有害物で保護眼鏡等の眼障害防止用保護具を備えなければならないものには、別紙３に掲げるものが含まれること。

3　保護具の備付けが必要な化学物質等を取り扱う作業には、当該化学物質等を容器に密閉したまま取り扱う等労働者がばく露するおそれのない作業は含まれないものであること。

4　短時間であっても、化学物質等が眼又は皮膚へ接触し当該器官に障害を与えるおそれのある作業を行う場合には、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等の保護具を使用するよう事業者等に対して指導すること。

5　保護眼鏡、保護衣、保護手袋等の保護具は、取り扱う化学物質等の性状、化学物質等を取り扱う作業等に応じた適切なものを選定するよう事業者等に対して指導すること。なお、これらの保護具に係る規格として、ＪＩＳT8115（化学防護服）、ＪＩＳT8116（化学防護手袋）、ＪＩＳT8117（化学防護長靴）、ＪＩＳT8147（保護眼鏡）等があること。

6　破損等のない適切な保護具の使用を徹底するため、使用前の保護具の点検及び日常の保守管理を適切に実施するよう事業者等に対して指導すること。

7　適切な保護具の使用等を徹底するため、作業規程等に保護具の使用等を明記するとともに、安衛則第 35 条に基づく雇入れ時等の教育はもとより、あらゆる機会を捉えた労働者に対する教育の実施及び労働者の保護具の使用状況の確認を行うよう事業者等に対して指導すること。

8　特化則別表第３の(17)の五酸化バナジウムを製造し、又は取り扱う業務の項の下欄第三号中「指端の手掌部の角化等」の「等」には、皮膚炎及び結膜炎が含まれること。

9　眼又は皮膚に障害を与える化学物質等を取り扱う業務に従事する労働者については、当該化学物質に係る労働安全衛生法第66条第2項に基づく健康診断を受診している者を除き、事業者は安衛則第44条又は第45条に基づく定期健康診断実施の際、当該労働者がばく露するおそれのある化学物質等の名称及びその有害作用、ばく露することによって生じる症状・障害等に関する情報を化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）等を用いて当該健康診断を行う医師に通知の上、自覚症状及び他覚症状の有無の検査にあわせて眼又は皮膚の障害の有無の確認を求めることが望ましいこと。

別紙1
特化則第44条に規定する皮膚に障害を与えるおそれのある特定化学物質等
　アクリルアミド
　アクリロニトリル
　アルキル水銀化合物
　アンモニア
　エチレンイミン
　エチレンオキシド（別名酸化エチレン）
　塩化水素
　塩素
　塩素化ビフェニル（別名ＰＣＢ）
　クロム酸及びその塩
　コールタール
　五酸化バナジウム
　三酸化砒（ひ）素
　臭化メチル
　重クロム酸及びその塩
　硝酸
　トリレンジイソシアネート（別名ＴＤＩ）
　フェノール
　弗（ふっ）化水素
　ベータプロピオラクトン
　ベリリウム及びその化合物
　ベンゾトリクロリド
　ペンタクロルフェノール（別名ＰＣＰ）及びそのナトリウム塩
　ホスゲン
　ホルムアルデヒド
　沃（よう）化メチル

硫酸
硫酸ジメチル

別紙２
安衛則第５９４条に規定する皮膚に障害を与える物
アクリル酸エチル
アクリル酸ブチル
アクロレイン
アニシジン
アミン系の樹脂硬化剤
アリルアルコール
アンチモン及びその化合物
３－イソシアナトメチル－３，５，５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート（別名イソホロンジイソシアネート）
ウルシオール
エタノール
エチレンジアミン
エピクロロヒドリン
塩化亜鉛
塩化白金酸及びその化合物
塩素化ナフタリン
黄りん
過酸化水素
カルシウムシアナミド
カーボンブラック
ぎ酸
グルタルアルデヒド
クレゾール
クロム及びその化合物（クロム酸及びその塩並びに重クロム酸及びその塩を除く。）
クロルジニトロベンゼン
クロールスルホン酸
クロルヘキシジン
クロロアセトアルデヒド
クロロピクリン（別名トリクロルニトロメタン）
鉱物油
コバルト及びその化合物

酢酸
酸化カルシウム
２－シアノアクリル酸メチル
ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）
ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガン（別名マンネブ））
ジニトロフェノール
１，１′－ジメチル－４，４′－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名二塩化１，１′－ジメチル－４，４′－ビピリジニウム又はパラコート）
Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド
臭素
水酸化カリウム
水酸化ナトリウム
水酸化リチウム
すず及びその化合物
スチレン
セレン及びその化合物（セレン化水素を除く。）
Ｎ－（１，１，２，２－テトラクロルエチルチオ）－４－シクロヘキセン－１，２－ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）
テトラヒドロフラン
テトリル（別名２，４，６－トリニトロフェニルメチルニトロアミン）
１，３，５－トリス（２，３－エポキシプロピル）－１，３，５－トリアジン－２，４，６－（１Ｈ、３Ｈ、５Ｈ）－トリオン（別名トリグリシジルイソシアヌレート）
トリニトロトルエン（別名ＴＮＴ）
ニッケル及びその化合物
バナジウム及びその化合物（五酸化バナジウムを除く。）
パラ－ターシャリ－ブチルフェノール
パラ－フェニレンジアミン
パラ－メトキシフェノール（別名４－メトキシフェノール）
ビスフェノールＡ型及びＦ型エポキシ樹脂
砒（ひ）素及びその化合物（三酸化砒（ひ）素及び砒（ひ）化水素を除く。）
ヒドラジン
２－ヒドロキシエチルメタクリレート
ピリジン
フェニルフェノール
フェネチジン

弗（ふっ）素及びその水溶性無機化合物（弗（ふっ）化水素を除く。）
プロテアーゼ
ヘキサメチレンジアミン
ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
無水フタル酸
無水マレイン酸
メタクリル酸メチル
メタノール
メチルエチルケトン
４，４′－メチレンジアニリン（別名４，４′－ジアミノジフェニルメタン）
メチレンビス（４，１－シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート（別名ジシクロヘキシルメタン－４，４′－ジイソシアネート）
メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート（別名メチレンビスフェニルイソシアネート又はＭＤＩ）
沃（よう）素
レソルシノール（別名レゾルシン）

別紙３
安衛則第 593 条に規定する有害物で保護眼鏡等の眼障害防止用保護具を備えなければならないもの
アクリロニトリル
アクロレイン
アンチモン及びその化合物
アンモニア
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
エチレンイミン
エチレンオキシド（別名酸化エチレン）
エチレンクロロヒドリン
エチレンジアミン
エピクロロヒドリン
塩化亜鉛
塩化水素
塩化白金酸及びその化合物
塩素
カルシウムシアナミド
クレゾール

クロロピクリン（別名トリクロルニトロメタン）
２－クロロ－１，３－ブタジエン（別名クロロプレン）
酢酸
酢酸エチル
酢酸ノルマル－ブチル
酢酸ノルマル－プロピル
酢酸ノルマル－ペンチル（別名酢酸ノルマル－アミル）
１，４－ジオキサン
シクロヘキサノール
シクロヘキサノン
１，２－ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）
２，４－ジクロルフェニル＝パラ－ニトロフェニル＝エーテル（別名ＮＩＰ）
ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）
１，１′－ジメチル－４，４′－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名二塩化１，１′－ジメチル－４，４′－ビピリジニウム又はパラコート）
Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド
臭素
硝酸
水酸化カリウム
水酸化ナトリウム
水酸化リチウム
スチレン
セレン及びその化合物
Ｎ－（１，１，２，２－テトラクロルエチルチオ）－４－シクロヘキセン－１，２－ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）
テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）
テトリル（別名２，４，６－トリニトロフェニルメチルニトロアミン）
トリクロルエチレン
１，１，２－トリクロロエタン
トリレンジイソシアネート（別名ＴＤＩ）
１，５－ナフチレンジイソシアネート
二酸化硫黄
二酸化窒素
バナジウム及びその化合物
パラ－ニトロフェニル＝２，４，６－トリクロルフェニル＝エーテル（別名ＣＮＰ）
パラ－フェニレンジアミン

ヒドラジン
ピリジン
フェノール
弗（ふっ）素及びその水溶性無機化合物
ブラストサイジンＳ
プロテアーゼ
ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
ベリリウム及びその化合物
ベンゼンの塩化物
ペンタクロルフェノール（別名ＰＣＰ）及びそのナトリウム塩
ホスゲン
ホルムアルデヒド
無水フタル酸
無水マレイン酸
メタノール
メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート（別名メチレンビスフェニルイソシアネート又はMDＩ）
沃（よう）素
硫化水素
硫化ナトリウム
硫酸
硫酸ジメチル
レソルシノール（別名レゾルシン）